

総務部長	後藤利明	企画調整部長	遠藤直樹
市民環境部長	森谷幸彦	健康福祉部長	安部道夫
産業部長	菅野紀生	建設部長	星野博之
会計管理者	小関浩	上下水道部長	高野正雄
病院事業管理者	渡邊孝男	市立病院事務局長	渡辺勅孝
総務課長	高橋貞義	財政課長	土田淳
総合政策課長	安部晃市	教育長	土屋宏
教育管理部長	渡部洋己	教育指導部長	今崎浩規
選挙管理委員会委員長	井上恭子	選挙管理委員会事務局長	吉田真一
代表監査委員	森谷和博	監査委員局長	片桐茂
農業委員会会長	伊藤精司	農業委員会事務局長	穴戸徹朗

出席した事務局職員職氏名

事務局長	三原幸夫	事務局次長	細谷晃
庶務係長	澁江嘉恵	議事調査係長	渡部真也
主任	藤崎優一	主事	齋藤拓也

午前 9時59分 開 議

- 鳥海隆太議長 おはようございます。
ただいまの出席議員24名であります。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の会議は議事日程第3号により進めます。

.....

日程第1 一般質問

- 鳥海隆太議長 日程第1、一般質問を行います。
順次発言を許可いたします。
一つ、発達障がい者支援における教育と福祉の連携・協働について外1点、2番影澤政夫議員。
〔2番影澤政夫議員登壇〕（拍手）
- 2番（影澤政夫議員） 皆さん、おはようございます。
市民平和クラブ影澤でございます。本日もまたこのお寒い中、傍聴に駆けつけていただきました。本当に御苦労さまでございます。時節柄でございます。本日、私、マスク着用のまま質問させていただきますが、お聞き苦しい点多々あるかと思っておりますけれども、顔半分隠れますのでお見苦しい点が減ります。その点、最後までどうぞお付き合い賜りたいと存じます。
早速質問に入らせていただきます。
発達障がい者支援における教育と福祉の連携・協働を考えると題しました。
2018年5月24日文科科学省初等中等教育局長と厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長の連名で、「教育と福祉の一層の連携等の推進について（通知）」が出されました。
それは、それより2年前の2016年8月1日施行の発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行によって、地方公共団体は支援を講じるに当たっては「医療、保健、福祉、教育、労働等」担当部局の緊密な連携をしなければならないとの規

定を勘案し、特に両省として、その法律の具体的な推進指標を示すものであり、さらなる課題解決に向け、支援策には教育と福祉の連携が最も重要で急ぐべきとあえて通達に及んだものと私などは認識しております。

また、そのことは地方自治体における各種支援策体制において財政面においても抵触するとされる、来年4月施行の改正社会福祉法を視野に入れた、地方自治体に対する一つの道しるべではないかとも受け取っております。

項目1番目、少し古い調査で恐縮ですがけれども、2007年から2009年に厚生労働省研究班が行ったものです。16歳から35歳のひきこもり相談者184名のうち149名、率にして80.9%に何らかの精神疾患が認められ、またそのうち48名の方、率にして32.2%が発達障がいと診断されたと報告しています。

先ほど申し上げたように、現状、我が国には100万人以上のひきこもり者があるとすれば、そのうち発達障がいを抱えている方々が実に25万人以上もいらっしゃる可能性があることとなります。

もう一つ、同時期の研究調査となりますが、不登校児の発達特性と転帰に影響する因子を検討した北海道の医科大学、小児科医グループの調査によれば、同医大を受診した不登校児80名、この場合は小学生から高校生まで、その発達障がいや精神疾患の有無、在籍学級、転帰等を調査したところ、不登校児の57%が広汎性発達障がいや注意欠陥・多動性障がいなどの発達障がいと診断されていたこと、また、24%が不安障がいなど精神疾患を有していたとの報告となっております。

不登校因子の実に半数以上に発達障がいに関係することに驚きを禁じ得ませんし、当然、不登校に至る原因は、様々な対人関係、個人的症状など誘因は複数混在しているとは思いますが。

しかし、実に全体の87%が不登校になって初めて障がいの診断がなされるに至っている事実、大きな課題として受け止めました。

また、当該調査中、1年後の転帰は、完全登校が48%、部分登校26%、不登校26%。小学生だけで見た場合、60%が完全登校に至ったとしています。残念ながら、中学・高校生は41%にとどまったとの報告を併せ見れば、学童早期での発見・対処の重要性を明確に裏づけていると考えます。

さて、これらの事象が示すもの、同時に、ひきこもりとそれに至る大きな要因としての不登校、さらなる要因の発達障がいとの関連性を十分に裏付ける結果であることを認識いたしますが、本市関係各部局としてどのように御認識されていきますか、まずお尋ねしたいと存じます。

項目の2、冒頭申し上げましたが、発達障害者支援法は、従来の本旨に加え、2016年の改正法によって、具体的な項目、地方自治体の役割などについても明確にしてございます。一様に、支援に当たっては各部局、関係機関、民間団体も含めた緊密な相互連携を求め、切れ目のない支援を行っていくことを求めています。

そこでお伺いいたしますが、この法律の履行に関し、本市各部局、関係機関、民間団体との連携、その取組と現状について、また今後に向けての取組方など具体的施策などについて御答弁いただきたいと思えます。

加えて、本法第3条には、発達障がい者や家族を取り巻く社会環境において、善意的な対応ばかりではなく特殊詐欺や一時社会問題化したブラックな支援施設・団体・個人などの存在への懸念からと判断いたしますが、その種弊害を防止するために、地方自治体は、「消費生活、警察等に関する業務を担当する部局その他の関係機関との必要な協力体制の整備を行うもの」としています。この点についても本市のお考え、御対応をお聞きしたいと存じます。

続いて、第23条においては、人材の確保・養成はもちろん、各部局・関連機関の資質向上に資する研修会など、常々の研さんも含めて求めています。

このことは、国や県だけではなく、当然にして本市としても十分に取り組むべき課題と認識いたしますが、本市としての御所見と現状の対応などあれば、具体的にお聞かせいただきたいと存じます。

先ほどの研究報告について、見方を変えれば、潜在する実数については大きな開きがあると想定されます。したがって、ここで考察すべきは、いかに早期発見、対処を行っていくかが重要かつ解決すべき課題であると考えます。

その発見のきっかけとなる状況把握の機会について、乳児健診から保育園・幼稚園・小学校といった子供たちとの関わりの現場において発見し得るものなのか、私としては大いに関心がございます。

もちろん御家庭での日常生活での発見についても大いに期待されますが、様々な報告・調査などの実例からするとかなりハードルが高いのではないかと感じます。それは何といたっても絶対的な知識・経験不足が一つの大きな要因だと思います。

ですから、私にとっては、むしろ保健師や保育士、学校の先生といった学識と経験の中に気づきの可能性が高いと思っております。したがって、両省の通知や法律に見るように、これらの支援に当たっては特に教育と福祉の連携、相互理解の促進、そこに保護者も含めた情報共有が有効だと考えるに至ります。

本市として、この種取組体制についてどのようなお考えがあり、どのように対応されてきたのか、あるいは、将来的な展望も含めどのようにしていくのか、具体的に御提示いただければ幸いと存じます。

項目3、私は、今般事案に限らず従前から、行政各部局横断連携の可能性とその効果について申し上げてまいりました。

昨年12月定例会においても、ひきこもり対策、生活費困窮者支援法の一般質問においても、目指すべきは福祉関係の全ての相談・手続が完結でき

るワンストップ窓口の創設、それを提言し、あわせて、従来国や県が実施主体となっていた施策や予算配分についても、主体を市に移行される状況等を勘案しながら先進的な行政主導を求めてまいりました。

第一歩かもしれませんが、窓口の一本化の論議もなされ、実現に向けて庁内検討も行われていることは非常に歓迎すべきことであり、ホームページのリニューアルなどについてもしかりであります。

しかし、本事案に限らず、社会福祉行政全般において特に悩みや生きづらさを抱える当事者、御家族にとっては、待ち受ける対応にとどまるのではなく、早期発見・早期対応を可能にする仕組みづくりが最も大切な視点であり、伴う体制構築、人材育成は急務であると従前より考えてございます。

それは法律の改正や施行といったきっかけを待つまでもなく、日頃から柔軟に対応されてしかるべきことと存じます。加えて、今回はこの質問の中でその波及が心配されている事象部分として、不登校やひきこもりなどにも言及し、体制や人材の育成、機能強化について申し上げさせていただきました。

そこで、本市に求めたいものは、早期発見はもちろん、気軽に相談でき、支援策・各制度、支援機関を総合的にコーディネートできる人材の育成、窓口・体制の構築など、すなわち、発達障がい者支援も含めた障がい者総合支援センターの整備を強く望むものですが、当局の御見識と今後の展望、御対応についてお聞かせください。

以上申し上げ、次の質問に移ります。

堀立川遊水地の今後についてと題しました。

皆さん御存じのように、直江兼続公が米沢に残された本市最大の土木史跡とされている堀立川。松川上流部現在の大字李山地内「猿尾堰」から取水し、大字笹野、笹野町、古志田町、遠山町など、田畑を潤しながら市街地と真ん中を通り、春日四

丁目の米沢クリーンセンター脇で再び松川に戻ります。

漢字はお堀の「堀」となっておりますが、文字どおり米沢城三の丸の外堀としての重要な施設として一意的であります。

しかし、さすがは直江公です。農業用水として城下西側についての利活用を可能にした一石二鳥の見事な完成例とも言えます。

さて、時は移って、多くの地域住民、関係農家皆さんの不断の努力、近世では行政機関も含め、維持しながら竣工時の面影の残る人工河川でありました。

しかし、1967年、羽越水害の甚大な被害を受けて、全域に護岸工事が施工され、古くからの面影はなくなっていきます。そして、その中流域の笹野町と泉町に挟まれたところに越水堤が造られ、そこからの溢水を貯水する目的で遊水地が造成されました。

すなわち、農業政策の変遷や社会活動の影響などで水田の減少が進み、本来の水田による保水能力の低下を補う防災上の施設、市街地を水害から守る、それが堀立川遊水地と認識しております。

広さは9ヘクタール、その深さは6メートル。地図上からの算定であります。貯水容量は約10万立方メートル以上となり、建設については紆余曲折あったと私も記憶しておりますが、とにかく100年に一度の大洪水から市街地を守るため造成された施設であることに変わりはないものと存じます。

近年では、100年に一度、今までに経験したことのないような猛烈な雨などのフレーズは、今や日常的フレーズとなっております。このような今日的状況を勘案すれば、これから質問させていただくことは喫緊の課題であり、早急な対策が望まれることと私は認識しております。

項目1、大切な防災施設であるはずの遊水地の現状については、最近御覧になった方がいらっしゃるかどうかですけれども、下流部にある施設北

に位置する排水門は、恐らく1回も開門されたことはなく、長年の雨水とも湧き水ともつかない水がたまっており、その水位は結構深く、広範囲にわたっており、優に水深は50センチを超える場所もあると思われます。

また、柵などの対策も十分ではなく、周辺の子供たちなどへの安全上の問題が懸念される場所でもあります。そのたまっている水の影響は、中・上流部にも徐々に浸食し、環境省で定めるレッドリストに載るような貴重な動植物の生息も含め、水中生物などへの影響も心配される場所です。

一方、中・上流部の湿地化はアシや木々が密集し、既に大木となってしまっているものもあります。このような状況では、設計時の防災機能は完全に低下、いざ溢水した場合貯水機能に著しい問題が発生するのではないかと私は観察しております。

いかに県の管理施設とはいえ、防災や環境は市民に直結する課題であります。本市としての現状把握や対処、これについてどの程度行われてきたか、また、この種利水・防水について、水門の開閉など日常・有事それぞれの管理運営体制はどのようになっているのか、その評価も併せ、本市の御所見、御対応をお聞かせください。

項目2、要はこの遊水地は防災施設としての役割、機能を果たし得るのかという疑問と、人工施設でさほど年数も経過していないエリアに、短期間に野生化し、多くの希少動物や植物を育んでいるという実態です。

何といたっても基本は防災、今後も維持していくとするなら、今の環境実態に合わせ、防災に資するものかの適用性の確認と、加えて、現状発生している自然環境への評価として環境影響調査を再度行う必要があると考えますが、いかがでございましょう。

本市としての御見解をお伺いするとともに、当然にして影響評価については厳格に行うことが

肝要ではあります。しかし、竣工以来現在に至るまで、様々な形で本市市民団体や大学、小学校などが遊水地が創出する多くの現象、動植物などの観察を行ってこられています。こういった団体、個人の方々からの御意見の集約も影響評価に関しては大切な観点であると考えますが、本市としての御見解をお伺いしたいと存じます。

項目3番目、この遊水地が機能すれば、下流市街地の洪水の発生防止や遅延効果に資することは間違いないでしょうし、少なくとも当該地域の安全避難に遅延効果は有効となるはずですが。

一方で、何年か前まで遊歩道も一定程度確保されていたときのように、また多くの市民が訪れて観察や散策が楽しめる憩いの場として、今後様々な工夫の中で防災としての抑止力を堅持しつつ、自然観察や遊歩道整備、保護エリアなど様々な市民ニーズを把握し、2つの課題のバランスを取った両立の道を模索し、必要であれば県や国に支援を求めながらも、日常時は楽しめる新たな遊水地の可能性の実現を目指すべきであると考えますが、本市の今後の展望について明らかにしていただきたいと思えます。

いずれにいたしましても、このまま放置した状態が続けば両方が駄目になってしまうことは明らかです。本市にはぜひ早急な対策を求めるものでございます。

以上、壇上からの質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○鳥海隆太議長 安部健康福祉部長。

〔安部道夫健康福祉部長登壇〕

○安部道夫健康福祉部長 おはようございます。

私からは、1の発達障がい者支援における教育と福祉の連携・協働についてお答えいたします。

発達障がいは、同じ診断名でも、知的障がいの有無、子供の個性や発達の状態、年齢、置かれている環境などの様々な要因によって多彩な病状を呈します。

乳幼児健診の場で早期に発見しやすいとされて

いるのは、発達障がいの中でも広汎性発達障がいであり、コミュニケーションや対人関係、社会性の障がいなどが特徴です。

本市の1歳8か月児健康診査及び3歳児健康診査では、小児科医師、歯科医師、保健師、保育士、臨床心理士などの専門職が従事し、お子さんの様子を多面的に捉え、関わり方の助言を行ったり必要な支援につなげるようにしております。

特に、1歳8か月児健康診査では、対人関係の基礎である社会性やコミュニケーションの土台が築かれているかを確認する重要な時期であり、健診会場での確認に加え、日常の様子なども聞きしながら全体的な様子を把握しています。

また、山形県で作成しております「子育てサポートシート」や子供の発達についてのリーフレットを配布し、保護者と支援者が心の発達に関する共通の尺度を持ち、気づきに対し早期に対応できるようにしています。

さらに、子供の発達に関係する事業としては、市内の保育所・認定こども園等に通う年中児を対象に実施しております5歳児発達相談があり、小児科医師、臨床心理士、保健師、保育士が従事し、発達に関する検査や個別の相談を行っています。

また、気軽に相談できる場として、臨床心理士等による発達に関する個別相談を年間約20回実施し、お子さんへの具体的な関わりなどの助言を行っています。

これらの健康診査や相談及び支援を行う中で、より専門的な支援が必要とされる場合は、ひまわり学園などの関係機関の事業や専門の医療機関を御紹介するなどしています。保護者の思いに寄り添いながら関係を切ることなく、保護者が必要なときに支援を受けることができるよう、母子保健事業や様々な形で関わることを大切だと考えております。

また、発達障がい等の診断を受ける前段階で発達について気になる子供への支援として、発達障がい児等支援事業をひまわり学園にて実施して

います。内容は、発達についての相談窓口の設置、小グループでの遊びを通しての支援、家族や支援者を対象とした研修会の開催となっております。

小グループでの活動の対象は、未就園児、年少児、年中児、年長児とその家族で、一人一人の状態に応じた個別支援と他の子供との交流による様々な体験の場をつくり、また、家族の思いを十分に傾聴し、共に考える機会を持つようにしております。

発達障がいも含めた何らかの障がいの診断を受けた後での支援としては、未就学児を対象とした児童発達支援や、小学生から高校生を対象とした放課後等デイサービスにより、個別支援計画に沿って一人一人の状況に応じた通所支援を行っています。

また、保育所等訪問支援により、障がいのある子供が保育所や認定こども園、学校などで集団生活に適應できるよう、子供への支援とともに支援者への援助・指導も行っております。

さらに、保育現場でも、保育士等は発達障がいについての正しい知識を身につけるとともに、一人一人の子供に見られる特性や状態を正しく理解し、その子供に合った適切な保育を行うため、発達障がいに関する各種研修を受講しています。

その研修や実務経験を基に、保護者から発達に関しての相談を受けた場合や、日々の保育の中で発達に関して必要な子供がいる場合には、保護者に対して専門的な相談窓口の紹介や各種健診での相談を促しています。

発達障がいのある方が様々な支援を受けてきた結果、ひきこもりにならず社会生活に適應できたとの事例がある一方、ひきこもりの方の中には、幼少期や学齢期に何らかの支援を受けていなかった方が少なからずおられることも承知しております。

今後も様々な事業を継続し、発達障がいの早期発見、早期支援を図るとともに、相談や支援が必要な人や支援者に様々な事業についての情報が

漏れなく伝わるよう周知啓発を図ってまいります。

次に、発達障害者支援法への対応についてですが、本市では、発達障がいも含めた様々な障がいにより課題を抱える子供とその保護者への支援について協議する場として、平成22年度に地域自立支援協議会子ども支援部会を立ち上げました。

部会では、平成25年度からは「子どもの育ちに係る切れ目のない支援に向けて」をテーマに、主に発達障がいの子供がライフステージごとに支援が途切れることがないようにするための具体策などについて協議いたしました。

部会委員の構成は、児童相談所、障がい児通所支援事業所、相談支援事業所、発達障がい児の保護者会、小中学校、保育園、幼稚園、そして市内部の教育委員会、健康福祉部となっております。

義務教育終了以降の発達障がいのある方に対する支援については、発達障がい者に特化した施策ではなく、障がい者全体への支援として地域自立支援協議会において協議しております。

委員の構成は、医師会、保健所、養護学校、特別支援教育部会、高等学校、成年後見センター、公共職業安定所、障がい者当事者の会、障がい福祉サービス事業所、社会福祉協議会、民生委員児童委員連絡協議会となっております。

今後も、地域自立支援協議会において関係機関の連携を図り、発達障がいのある方への切れ目のない支援について施策を検討してまいります。

また、発達障がいのある方については、その特性から消費者トラブルに巻き込まれやすいと言われていることから、本市では、発達障がいのある方からの相談が消費に係る契約上のトラブルであることを福祉部門で把握した場合には、本人の同意を得た上で、消費生活相談員に相談することとしています。

その場合、必要に応じて担当する職員が消費生活の相談の場に同席し、相談をスムーズに行うこ

とで相談者の心的負担を少なくなることや、相談後の相談者の対応を見守ることで被害の拡大を防ぐよう努めているところです。

さらに、個々の発達障がいのある方の特性に応じた支援を適切に行うため、ライフステージごとに関わる職員や支援者は、発達障がい者に関する各種研修を受講し研さんに努めてまいります。

特に、ひまわり学園では、毎年発達障がいについての専門家をお招きして研修会を開催しており、具体的な支援方法等について学ぶ機会を設けて、職員や支援者のスキルアップを図っております。

続いて、障がい者総合支援センターの整備についてですが、本市における発達障がいに関する相談や支援は、発達障がい者に特化した対応ではなく、各部署の所管業務の中で発達障がいに関することも含めた事業の実施やスキルアップを図るための様々な研修の開催や受講を行っております。

一方、障がいのある子供への支援策として、令和3年度にひまわり学園を児童発達支援センターとすべく、条例改正の議案を提出しております。

児童発達支援センターとは施設の有する専門機能を生かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を併せて行うなど、地域の中核的な療育施設となっております。

ひまわり学園を利用している子供たちの多くは、発達障がいもしくは何らかの発達についての課題を抱えている場合が多く、発達障がい者に特化したセンターではないものの、発達障がいのある子供たちへの支援の中核となるものと考えております。

御提案のありました障がい者総合支援センターについては、先進地の事例などを今後勉強してまいりますと考えております。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 土屋教育長。

〔土屋 宏教育長登壇〕

○土屋 宏教育長 私からは、1の(2)発達障害者支援法への対応はどのようになっているかの
中で、教育委員会で各部局と連携して取り組んで
いることについてお答えいたします。

本市では、発達障がいを含め障がいを持った子
供の適切な就学先について、保護者の承諾の下、
様々な資料として学校や幼児施設などの資料、諸
検査結果、医療機関診断書、特別支援学校の教育
相談結果等を提供していただき、年7回開催する
「米沢市障がい児等教育支援委員会」で判断して
おります。

米沢市障がい児等教育支援委員会には、医療、
保健、福祉、教育等に携わる方々が含まれており、
各部局で連携・協力して総合的に判断することが
できます。会の中で出された専門的な助言は学校
や保護者に伝え、一人一人の教育的ニーズに合わ
せた指導や支援に生かしていくことができるよ
うにしています。

また、随時行っております就学児の教育相談の
際には、子供の就学先等につきまして保護者と相
談し、必要に応じて米沢市障がい児等教育支援委
員会の判断につなげたり、児童発達支援事業や放
課後等デイサービス等の利用について福祉、健康
部局等関係機関と連携したりして、子供、家庭支
援ができるようにしております。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 森谷市民環境部長。

〔森谷幸彦市民環境部長登壇〕

○森谷幸彦市民環境部長 私からは、2、堀立川遊
水地の今後についての御質問にお答えいたしま
す。

初めに、現状についてであります。堀立川遊
水地は平成9年に整備されており、設置管理者で
ある山形県に伺ったところ、昭和42年の羽越水害
を契機に、市街地を流れる堀立川の洪水リスクに
対する治水や安全度を高める河川管理施設とし
て整備され、その機能は、ある水位以上に達した
洪水を越流堤と呼ばれる一段低くなった堤防か

ら、周囲を堤防に囲まれた地域に導いて一時的に
貯留し、河川の水位が下がった段階で排水門から
自然排水する施設で、約9ヘクタールの面積を有
し、その調節容量は23万立方メートルとなってお
ります。

遊水地の現状については、アシ原が広がる湿地
植生であることから希少な野生動植物が生育し
ており、自然生態系の体験学習の場として活用さ
れるなど、自然愛護団体などによる野鳥観察会の
実施状況報告をインターネットで確認すること
ができます。

また、現地を確認したところでは、議員御指摘
のとおり、アシ以外にも、遊水地整備後の年数経
過に伴い多数の樹木の生育が確認されたところ
です。

これまで堀立川の堤防を越えて遊水地に洪水が
流入するようなことはなかったところですが、近
年、気候変動の影響と見られる豪雨などの自然災
害が頻発化・激甚化し、県内でも大きな被害が発
生している状況を鑑みると、遊水地という治水機
能があることは何より市民生活の安全・安心につ
ながるものであり、あわせて遊水地に創出される
湿地環境は様々な自然生態系サービスをもたら
しており、グリーンインフラとしての治水と環境
の一体化など河川整備事業の効率的推進に寄与
しているものと認識しております。

次に、まずは環境調査を行ってみてはどうかと
の御質問にお答えいたします。

水門が閉ざされていることで、木々やアシが繁
茂し、遊水地の設計容量を満たせないのではない
か、また環境整備に向けた環境調査が必要ではな
いかとの御質問ですが、維持管理や整備を行って
いる県にお伺いしたところ、直近では平成26年と
平成27年に遊水地面積の約4分の1に当たる範
囲の立木伐採とともに、一部土砂しゅんせつが行
われており、現況の立木についても遊水地の機能、
容積を阻害するものではなく、影響はないとの見
解でありました。

また、排水門は完全に閉ざしてはおらず、遊水地への流入水を利用して生態系維持のための湛水を行いながら、排水を行う程度に開いた状態との説明を受けております。

環境調査については平成19年度に県が、置賜自然環境エリア整備事業動植物生態系調査を行って以降実施されておりましたが、現時点で本市が環境アセスメントといった環境影響調査を実施することは考えていないところでございます。

また、遊水地利用に係る様々な市民要望については、その多面的機能が十分発揮されるよう、遊水地で活動を行われている団体の声を伺うなどして、必要であれば県にそうした声をつないでまいりたいと考えております。

最後に、防災と市民利用の両立を図れないかとの御質問にお答えいたします。

遊水地が整備されていることで、洪水を調節し、河川の氾濫による水害から市街地を守る防災機能を保全することが可能となり、あわせて平常時の遊水地内のアシ原など湿地植生により自然の生態系が確保され、多くの種類の野鳥が飛来し、自然観察やバードウォッチングなど自然体験学習の場として貴重な動植物が生育できる環境があることは貴重なものであり、広く市民の皆さんに活用いただきたいものと考えております。

こうしたことから、堀立川遊水地においては既に防災と市民利用の両立は図られているものと認識しておりますが、このたび現地を確認いたしましたところ、当初、遊水地内に整備された遊歩道が湿地の水位の上昇により水没している状況でありましたので、グリーンインフラとしての機能保全と管理についてどのように行われているか、再度県に確認するとともに、その対応をお願いしてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 影澤政夫議員。

○2番（影澤政夫議員） まずもって御丁寧な御答弁ありがとうございました。

ここに来て私自身も勉強になること、初めて知ることなどもございまして、大変ためになる答弁をいただいたと思っております。

ただ率直に申し上げて、今回私が発達障がいということについて特化して一定程度御質問させていただいた中身と、それからその問題から波及する、今、社会問題化しているひきこもりやその他もろもろの生きづらさを抱えた今の心にダメージを持っていらっしゃる方々との本市の関わり方、そこまで展望したものでございます。

そこにおいて、国としては先ほど来お話に出ている法律の整備やいろんな部分で対応されてございますけれども、そこでやはりうたっていることというのは、各部局連携、とりわけ今般話題にしてございます発達障がいの早期発見については、教育部局と福祉部局この2つの連携こそ大切だということで、対応されてしかるべきことということでの質問でございました。

部長からの御答弁のように、あるいは教育長からの御答弁のように、様々な場所で様々な方々が、例えば地域自立支援でありますとかそういった研さんの場も積んでこられたと。教育委員会としては、地域や保護者の皆さんと共にとのお話もでございます。

ただ、その取組について納得し得るような成果というようなことについて、例えば大変申し訳ない言い方ですけども、研さんするために研修会をひまわり学園の方々ということで、年1回そういう学習会をされているというお話もたしか答弁の中にあっただと思うのですが、あるいは教育の現場でそういった会議を開く際に、年何回ぐらいやっというのかという疑問も若干湧くわけなんです。

たまたま、せんだって民生常任委員会で研修、管外視察に行かせてもらった館林市、こういった支援に関する、センター化されているのですけれども、そこの保健師の学習会は毎月1回行われているということと、中心として対応されているい

いわゆる学識経験者、大学の先生、精神科の先生でありましたけれども、その方が特設課題を設けなくても、保健師が課題を持ち寄ってそういった会合を年複数回開いているという実態をお聞きしてまいりました。

そこでお伺いしたいのですけれども、おっしゃるような研さんの場、研究の場、研修の場というようなことで、年何回ぐらい行われているのか、お知らせください。よろしくお願ひします。

○鳥海隆太議長 安部健康福祉部長。

○安部道夫健康福祉部長 ひまわり学園で実施しております研修会は、毎年実施しているというふうに申し上げておまして、毎月というのには及ばないのですが、毎年2回は行っております。

今年度につきましては、7月と10月に実施したところでございまして、NPO法人の代表の方をお招きしての研修会、そういった形で実施しているところでございます。

過去にも、やはり大学の先生でありますとか、小学校の先生であるとか、そういった方々をお招きして研修を実施しているということでございます。

それ以外にも、各課で研修を、外部機関で実施されます研修ということで受講しておりますが、申し訳ございません、その総数については把握していないところでございます。申し訳ございません。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 では、学校関係のほうをお知らせしたいと思っております。

まず、研修につきましては、大きく二通りあるかと思ひます。

市全体あるいは県全体というところに学校の代表等が集まって研修を受けるという場と、あと校内において各教職員で研修を図る場という大きく2つあるかと思ひます。

まず、全体的な研修としましては、市教委で主催している研修は年に1回ございます。そのほか

県が主催する研修会等も含まれておりますので、年数回行われているということになります。

あと、特別支援教育部会という教育研究所内の部会がございまして、そちらでも年数回研修をしているということになります。

また、校内における研修につきましては、特に発達障がいがあるなしにかかわらず支援が必要だという子供について、学校によって違いますけれども、月1回あるいは週に1回程度そういった情報を交換しながらその子の支援についてどうしたらいいかということの、まさに事例の研修も随時行っているところでございます。

○鳥海隆太議長 影澤政夫議員。

○2番(影澤政夫議員) 例えばその年1回とか、これでは少しやはり物足りないような気がいたします。先ほども申しましたけれども、今回発達障がいの特化した中身ということで申し上げてはおりますけれども、全般に関わる中身、いろんなことに波及する中身であるということについての御認識は合っているように思ひますけれども、本人の困難さやつらさは、周囲からなかなか発達障がいの方というのは気づかれにくいという問題があるんだと思ひますし、それがその障がいによる特性の理解やその対応するときに誤解されやすい。したがって、非常に研さんが必要であり、いろんな状況を出し合いながら情報の共有が必要だと私、思ひます。

今回、平成30年3月に、文部科学省と厚生労働省によって、家庭と教育と福祉の連携、トライアングルプロジェクトということで対応がなされてその報告がございましてけれども、その報告の中では、教育や福祉の分野において発達障がい者の支援に当たる人材が身につけるべき専門性を整理し、各地方自治体において指導的立場となる者に対する研修の在り方など、両者、両省による連携の下、教育や福祉の実現にその成果を普及させていく方策を検討することと、このプロジェクト、家庭と教育と福祉の連携プロジェクト、この関係

についてはどのような対応ということにお考えですか。具体的に対応されてございますか。

○鳥海隆太議長 安部健康福祉部長。

○安部道夫健康福祉部長 専門性の研修というような形で、先ほどの御答弁とかぶる部分もございません。内部でやっているような研修もありますし、外部に派遣している研修もあるという形で、例えば保育の現場ということであれば、発達障がいとその傾向にある子供の保育というような形で、保育所職員の研修というものが実施されており、そのような研修に派遣しているというような形で、毎年このような研修については計画的に派遣しているというような対応で行っているということでございます。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 学校におきましては、まず特別支援教育の核となりますコーディネーターが複数名必ず学校におりますので、そういったコーディネーターを中心に様々家庭と学校と、あるいは関係部署とをつなぐということもやっております。

先ほど申し上げたような、教育委員会で主催する研修会にはコーディネーターが必ず参加して研さんを深めるということなどで対応しているところでございます。

○鳥海隆太議長 影澤政夫議員。

○2番（影澤政夫議員） おのおのの部分でそれなりに——それなりにという言い方は大変失礼ですけれども——対応されているということのお話というふうに認識いたしますけれども、それらは日常的に、例えば教育現場でこういったことがございました、あるいは子供たちに——子供たちにという言い方は変ですけれども——こういったことがあればこういう窓口結びつけられる、市の福祉窓口結びつけられるよという、そういった先生やあるいは高学年の子供に対してもそういった場というのは設けられているのかお尋ねします。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 まず、校内におきましては、先ほど申しあげました特別支援教育コーディネーターが複数名というふうなお話をさせていただきましたが、学校によって多少の違いはありますが、お一人は校内での連携について主に進める方、もう一人は外部との連携という意味でその役割を果たすという形を取っておる学校が多いものでございます。ですので、そういった外部との連携を中心にするコーディネーターによって進めるということもでございます。

また、本市の教育委員会にはスクールソーシャルワーカーがおりますので、学校からそういう要望があれば、学校にお邪魔し、あるいは時には家庭訪問やら保護者の方とお会いし、そういった福祉部局等との連携をつくるということもやっているとところでございます。

○鳥海隆太議長 影澤政夫議員。

○2番（影澤政夫議員） 今、スクールソーシャルワーカーというお話で部長のほうからお話ございましたけれども、現状、本市には何名の方々がいらっしゃるのですか、これは。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 スクールソーシャルワーカーは教育委員会内に1人配置しておいて、その1人が様々出向しているという状況でございます。

○鳥海隆太議長 影澤政夫議員。

○2番（影澤政夫議員） 今回の質問の中身について今後精査させていただきたいところもあるのですが、このスクールソーシャルワーカーの活躍というのは、対児童に対しても、あるいはその学校の先生方に対しても、あるいはほかの部局に対しても非常に要の人だと私は常々思っているのです。

その方が1名しかいらっしゃらなくて、かなり忙しいと思うのです。もうちょっとここを充実しながら対応すれば、もしかするとほかの先生方、

教頭先生なども含めて、いろんな意味で今コロナ禍の現状がございますからお仕事も大変だと思うのですが、こういった部署の方を増やしていくと現場の先生方の負担も減っていくと思うのですが、いかがですか。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 人数が増えればそれだけ様々なことができる、あるいは1人に負担がかからないということもあろうかと思っております。しかしながら、その分野だけに人を集中するということがなかなか難しいものですから、他にしなければならぬ施策等を勘案して、今のところ1人ということにしておるところでございます。

今年度につきましては、県からも1人スクールソーシャルワーカーが配置されるということになっておりましたけれども、現状なかなかその資格を持っていらっしゃる方がいないということで、今現在入っていないということで、予定としては2人で今年度進める形が取れることであったということでございます。

○鳥海隆太議長 影澤政夫議員。

○2番(影澤政夫議員) ぜひその点をもっと県に要請するなり、やはり今こういう厳しい、まさに我々にとっても生きづらい世の中なわけですから、そうした生活を強いられているということになるので、充実していくということが最も望まれることだと私は思っておりますので、今後とも要請していただきたい。よろしく願いいたします。

一方、結論的な中身で、センター化という話は唐突かもしれませんが、今のような人員確保、それから研さん、学習についても、やはりおのおの担当部局でちゃんとやっていますよ、これはあると思うのです。

これはあるのですが、それを1つにまとめるというか、プロジェクト化して、そこで対応したほうがより実効性が上がるし、それと同時に、やはりそこに相談しやすくなるとか、あるいは発見しやすくなるという機会も増えると思うのですけ

れども、センター化、例えばすこやかセンターに一括そういったところをまとめてみるとか、全部が全部移行できるというわけではないでしょうけれども、部局から優秀な職員の方々を選抜する中で、教育委員会からも何名かとか、常々顔を合わせて対応できるような体制というのは、私はかなり実効性が上がるし、相談するほうもあるいは発見される方々も目の前で話ができるということもあるし、その辺いかがですか。そこら辺は全然考えていらっしゃるのですか。

○鳥海隆太議長 安部健康福祉部長。

○安部道夫健康福祉部長 障がい者施策に限らず、健康福祉部は、様々な問題を抱えている、その問題に対処する部局となっております。そういった中で、社会福祉法の改正に伴っての様々な総合相談体制の見直しということも提起されているということもあります。やはりこういったものを全体的に連携を強めて対応していかなければならないというような状況でございます。

ですので、こういったものも含めた形で、今おっしゃるようなある意味での一元的なそういった取組ができるような組織というものについても現在検討しているというところでございます。

○鳥海隆太議長 影澤政夫議員。

○2番(影澤政夫議員) ぜひ早急な対応をお願いしたいというのも、国のほうでやはり非常にハードルの高い、重層的とか云々とかというふうな文言も含めて要求が高まってくると思います。これは私のみならず社会の皆さんが、市民の皆さんが知っていらっしゃる中身になってくるわけなので、そうすると本市のそういう部局に対する、福祉部門に対する要望というののもかなりハードルが高くなってくると思いますので、ぜひ対応をよろしく願いしたい。

続きまして、堀立川遊水地。今のお話ですと平成26年と27年にきれいにしたようなお話もあったのですが、やはり木々の成長というのは非常に早いなと思いましたし、私が少したまり込んでい

るなという水は、あれは結局抜ける手前のところということなのでしょうけれども、申し上げましたように水深が結構ございます。やはり近くにも住宅地が広がっておりますので、子供たちの……、あそこに好んで近づくと子供さん方もいらっしやらないかもしれませんけれども、ぜひ、安全上の部分でもっときちんと対応できるものは対応していただきたいと思えます。

その点と、本年度の夏の、最上川中流域あるいは以前の戸沢村のあそこは蔵岡地区の水害ということがあって、いずれも遊水排水の水門管理の問題が一時期表面化したような実態があったわけです。

県の管理とか市で管理するものとかいろいろとあるかと思えますけれども、その辺のところは何か、おまえのところでやっつけよ、うちでやっつけよみたいな感じで、ずさんになっているような印象を私は持つのです。

最近では、外水氾濫という言葉もさることながら、内水氾濫というようなことについても十分危険性があるということですので、そういった意味では、特にあそこは溢水したものをため込むということがあるので、開け閉めの関係も含めて、ほかもそうですけれども、そういった日常からの周知徹底、どこを開けて誰が開けて誰が閉めるとか、そういったきちんとした連携とか机上での防災訓練などやられているのでしょうか。お答えください。

○鳥海隆太議長 森谷市民環境部長。

○森谷幸彦市民環境部長 管理者は県でありますので、御質問の件に関しましても県に確認していたところでございます。

御質問にありましたように、氾濫した水を貯水してそれを流すという施設になりますので、基本的には水門の操作は不要ということではありましたが、県においても各団体と連携を図りながらきちんと管理マニュアルを整備しておりまして、それに従って適正に管理しているという御返事

を頂戴したところであります。

○鳥海隆太議長 影澤政夫議員。

○2番（影澤政夫議員） 確認ですけれども、それはあくまでも県の方が水門の開け閉めをするということよろしいですか。

○鳥海隆太議長 森谷市民環境部長。

○森谷幸彦市民環境部長 施設に関してはそうなります。ただ、米沢平野土地改良区が整備している農業用水路の水門につきましては、地元の方々に委託するような形で管理していると伺っております。

○鳥海隆太議長 影澤政夫議員。

○2番（影澤政夫議員） いずれにしても壇上からも申し上げましたけれども、防災はやはり市民に直結する課題だろうと思えますので、ぜひいろんな災害等が今後想定されますけれども、せつかくの施設、まして市民も憩うような施設という御認識があるとなれば、今後とも関連各機関と連携を取っていただきまして維持管理に努めていただきたいと同時に、やはり市としてももっと言えるような、こんなことをやってほしいということも含めて対応していただければという印象を持ちましたけれども、時間もなくなりましたので、これで私の質問を終わります。

○鳥海隆太議長 以上で2番影澤政夫議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午前11時00分 休 憩

~~~~~

午前11時11分 開 議

○鳥海隆太議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、少人数学級化に向けて本市としてできることは外3点、8番高橋英夫議員。

〔8番高橋英夫議員登壇〕（拍手）

○8番（高橋英夫議員） おはようございます。お忙しい中、傍聴に何人かの方が来てくださっております。本当にありがとうございます。

私の今日の質問の項目は4項目であります。9月議会の際には、安心できる老後のために必要なことは何かという1つのテーマ、大項目に絞ってやりましたので、大変準備する側も取組しやすかったなという教訓を得たばかりですが、今回は4項目になってしまいました。

先日、当選2回目の5人の仲間で事前に一般質問についての意見交換を行った際に、また元に戻ったなという意見をいただきましたけれども、今回は市民の方々からぜひ取り上げてほしいという項目ですので、何とか頑張って取り組んでまいりたいと思います。

まず初めに、今、コロナ禍の中、全国で広がる少人数学級を実現させる運動に係り、少人数学級化への方向性についての本市の見解をお伺いします。

新型コロナウイルス感染者が中国・武漢で公式に確認されてから、今月末で1年となります。見えない敵は瞬く間に世界中に広がり、多数の著名人を含む約6,300万人が感染、146万人以上が死に至りました。経済への影響は計り知れず、生活風景は一変しました。

日本の学校教育の現場も大きな影響を受け続けています。長い休校を経て再開した学校の多くでは、臨時休校の分を急いで取り返そうとして、子供たちや教職員に無理を強いています。

平日の授業時間の増、遊びの制限、行事の縮小・中止、夏休みの縮減などが打ち出され、子供たちや教職員の息苦しさを増大させています。行事や特別活動を削って授業ばかりを詰め込むことは、子供たちの成長・発達に悪影響を及ぼし、学力保障も十分に行えないおそれがあります。本当に学力保障を行うには、少人数授業・学級を進めることこそが最善の道です。

学校再開の移行期間には時差登校や分散登校な

ど、教室に入る子供の数を2分の1以下にする措置が取られました。そのとき、「いつもより勉強がよく分かった」「手を挙げやすかった」「先生に話しやすかった」など、少人数での授業を肯定的に受け止める声が子供たちから聞かれました。

一方で、学校が再開され元の人数に戻された学校からは、学校の新しい生活様式が求められ、「学校がつまらない」「学校に行きたくない」という子供たちが増えています。

教職員からは、「元の人数に戻ったら2分の1以下で授業したときに感じた気持ちのゆとりがなくなった」「子供一人一人と丁寧に関わることや子供たちに寄り添うことが難しくなった」など、悲痛な声が聞かれます。

少人数での授業や少人数学級は、子供たちに行き届いた教育を行うための重要な教育条件です。

学校が再開された5月以降、教育学会や政党、知事会会長、市長会会長、町村会会長、小中高等学校長会長、特別支援学校長会長、教育研究者などから、少人数学級を求める提言や要望が次々と出されています。コロナ禍の中で少人数学級実現は国民全体の切実な願いになっています。

山形県においては、平成14年度から“教育山形「さんさん」プラン”の推進により、少人数学級編制を基盤とした教育環境の整備が段階的に進められてきました。「さんさん」プラン導入の成果で、現在、米沢市小中学校で33名を超える学級は、小学校161学級のうち8学級、中学校では70学級のうちの1学級です。全国的にも先進的な「さんさん」プランは、恵まれた教育環境を整備しつつあると言えます。

しかしながら、今回のコロナ禍を受け、人との距離を保つソーシャルディスタンスが推奨されている中、現状よりも少人数にしないと距離が保てないという問題が浮上し、子供たちの成長・発達を保障し、命と健康を守る教育を実現させようという署名運動も展開されています。

この運動の中では、第1段階として早急に30人

学級を、その後速やかに20人学級に移行してほしいという要望内容を掲げています。

ちなみに、現在、米沢市の小中学校で30人を超える学級はどれほどあるかといいますと、小学校では19学級、全体の11.8%、中学校では27学級、38.6%となります。

以上の事柄を踏まえつつ、質問いたします。

今、全国的に広がる国民の願いであり、そして先日の国会でも萩生田文科相が、野党の質問に対し「不転の決意で臨む。勇気をもらった」と回答した、学校教育における少人数学級への方向性について、本市としてはどのように受け止めているのか、お伺いしたいと思います。

関連して、小項目の1として、山形県に対して、「さんさん」プラン実施要項中、(1)少人数学級編制②教員の配置基準の【下限の考え方】にある「学級規模の下限を21人とする。34～40人の単学級は分割しない」という部分の見直し、並びに、ただし書以下、「小学校1学年は標準法による35人以下学級、小学校2学年は定数加配を活用した35人以下学級により、学級規模の下限を18人とする。34人～35人の単学級は分割しない」という部分の見直しを行うよう要望すべきと考えるが、いかがでしょうか。

あわせて、特別支援学級の学級編制基準もさらに引き下げるべきと要望すべきと考えるが、いかがでしょうか。

また、小項目の2として、国に対しても標準定数法の見直しと特別支援学級の学級編制基準の見直しを要望すべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、まちづくり人財養成講座についての質問に入ります。

急速に少子高齢化が進みつつある米沢市ですが、何とかして少子化や人口流出に歯止めをかける施策を講じて活気のあるまちに変えていきたいという思いは、多くの皆さんの共通のものと思います。そして、その施策の中心をなすものは、米

沢を愛し、米沢を自分たちの力でよくしていきたい、変えていきたいという信念や希望を持ち続ける人々、いわゆる「希望人口」を増やすための施策です。

もちろん私自身もそのような信念の下、米沢の未来を担う人をつくる、人を育てるという事業に関わりたくと常々考えてきました。とはいえ、個人の力には限界があり、理想と現実のはざまには大きなギャップがありました。

そんな中、昨年、14年目を迎えた「地方創生まちづくり人財養成講座」を受講する機会を得ることができたことは、大変大きな収穫となりました。

昨年は、5月16日から7週連続で7人の講師陣を迎えました。私は全講座を受講いたしました。講師陣は今、全国各地で地域おこし、まちづくりなどを生き生きと実践されている方々で、日本におけるコミュニティビジネスの最先端に行く新鮮な学びを提供してくれました。

受講者は若者から高齢者までとても多様ですが、中でも市内の大学生や市の職員の参加も多数あって、大きな励みとなりました。

また、ワークショップ企画として、10月と11月の2回にわたり、BBT大学グローバル経営学科長の谷中修吾先生をお迎えし、「アイデアを超速でカタチにする方法」を学ぶことができたことは、50名を超える参加者にとっては大変大きな刺激となりました。

このことがきっかけとなり、講座の聞きっ放しではなく、実践するためのプラットフォームを立ち上げようという動きとなり、程なく有志によるプラットフォームが誕生したことは、昨年の講座開催における最も大きな成果となったのではないのでしょうか。

今年度令和2年度は、新型コロナウイルス問題が社会のあらゆる計画や予定を狂わせることとなりました。

しかし、そんな中でも、まちづくり人財養成講座だけは、早いタイミングでオンラインの開催を

準備していたことにより、5月14日から6回連続、Zoomを使った講座をやり切るという偉業を成し遂げました。

しかも、オンラインということで、市外・県外の人の参加もあり、昨年の105人の参加者、延べ307人という実績を大きく上回る221人の参加者、延べ702人という受講者となりました。それぞれ110%増、129%増という驚異的な波及効果を打ち立てました。

成果は数字の上だけではありません。2年連続でこの講座の講師を引き受けてくださったBBT大学の谷中修吾先生が主任講師を務める、一般社団法人地域活性化センター主催の「地方創生実践塾2020まちづくりメディアラボ」の会場に米沢市が選ばれ、予算ゼロ円でWEBマガジン「米沢ウォーカー」を制作してもらえることとなりました。

その実践塾は、今年9月5日、6日の2日間、伝国の杜の会議室をメイン会場として開催され、全国から自治体職員や地域おこし協力隊を中心とする地域づくりプレーヤー28名が結集しました。

「米沢市には歴史的な見どころが多いにもかかわらず、観光まちづくりという観点ではまだまだポテンシャルを生かし切れていない現状がある」という課題に対して、外部目線で見たとときに、もっとわくわくするような地域プロモーションを実現することはできないだろうか、ありきたりの町歩きではなく、突き抜けた米沢の歩き方を紹介する動画をつくれぬものかと、6つのチームが独自の目線でコンテンツをつくり上げました。

8月からはオフラインまたはオンラインにて4回に及ぶワークショップを開催しています。中でも私が驚いたのは、11月9日に開催されたワークショップで、テーマは「伝わるデザインと情報発信の極意」というものです。

講師は今年2月まで埼玉県三芳町の職員だった佐久間智之氏で、現職時代には「広報みよし」

を印刷以外全て1人でつくり、全国広報コンクールで日本一の内閣総理大臣賞を受賞したという方です。

午後3時からの1回目には、生涯学習担当教諭並びにコミセン職員研修の位置づけで満席、夜の部も市内・市外からの参加者で満席という盛況ぶりでした。

このワークショップに参加した学生が、早速このとき学んだデザインの技法を生かしたイベントチラシを意気揚々と作成しているのを目の当たりにして、この講座が地域の様々な活性化のための栄養や起爆剤になっていることを実感いたしました。

これらの事柄を踏まえて質問に入ります。

まちづくり人財養成講座の年間の予算は僅か50万円です。米沢信用金庫並びに公益財団法人山形県生涯学習文化財団からの補助金、それぞれ10万円と20万円を合計しても、80万円という低予算で運営しています。

その中で、今、紹介してきたような成果を上げていますので、抜群のコストパフォーマンスを発揮している事業と言っても過言ではありません。本市としては、まちづくり人財養成講座の事業成果をどのように評価しているのか教えてください。

私は、低予算にもかかわらず、ハイレベルな講師陣を迎え、市民や市外の多くの人たちに歓迎され支持されているこの事業は、全国に誇るべき成功事例であり、今後ますます事業を拡充して、米沢を発信するトップランナー事業として発展継続させるべきと考えるのですが、今年9月の予算委員会での私の質問に対して、社会教育課長からは「15年が経過し、役割を終えた。一区切りとしたい」との回答がありました。

15年積み上げてきて、今が最も輝いている事業をなぜ廃止するのでしょうか、その理由を教えてください。

次に、米沢ブランド戦略事業の現状についてお

尋ねいたします。

この事業は平成28年にスタートし、今年で5年目を迎えています。2年余りの事業構築期間を経て、平成30年11月2日、中川市長は米沢ブランド宣言「次の米沢へ「挑戦と創造」宣言」を行い、本格始動しました。

米沢ブランディングに賛同し、米沢品質向上運動に参加するプレーヤーが結集する「TEAM NEXT YONEZAWA」——以下、略称TNYといいます——TNYの活動もスタートしました。

昨年度は第1回米沢品質AWARDが開催され、米沢品質を有する商品やサービスとして5つの事業所が顕彰されました。

TNYとAWARDという米沢ブランド戦略事業の2本柱が確立し、これらの波及効果が大いに期待される状況となりました。

今年に入り新型コロナウイルス感染拡大の影響から、第2回のAWARDについては中止となり市民目線からはなかなか活動内容が見えにくい状況となりました。

広報よねざわの8月1日号に、中川市長の「皆で為せばきつと成る！」というタイトルのメッセージが掲載されました。「米沢人の心を一つに、未来への挑戦と創造は止まらない」という言葉とAWARDの中止の発表がありました。

広報よねざわには毎月1日号で、TNYに参加している団体や事業所の様子が紹介されていますが、TNY全体としてはどんな活動を展開しているのか、AWARDはその後どう進展しているのかについては、全くと言っていいほど情報は流れてきません。

そこで、米沢ブランド戦略事業の進捗はどうなっているのか、まずお尋ねいたします。

次に、小項目の1として、米沢品質AWARD 2019で顕彰されたものを、その後どう発展させているのか、どういう効果が生まれているのかをお伺いいたします。

小項目の2として、コロナ禍で今年の米沢品質AWARDは中止となりましたが、それに代わる取組をどう実行してきているのかについてお伺いいたします。

最後に、大項目4つ目の質問項目は、館山城をはじめとする山城などの歴史遺産を発信することについてであります。

小項目の1は、歴史ファンやマニアのニーズに対応できるガイドの養成が急務と思うが、現状はどうなっているかです。

米沢の観光を根太い観光産業と言えるまでに育てるには、日帰り型、立ち寄り型から着地型、滞在型に発展させる必要があるのではないのでしょうか。つまり、最低でも1泊2日、願わくば2泊3日などの受入れができる体制をつくる必要があります。

そのためには、文化庁の指定遺跡である館山城をはじめ、市内の歴史遺産、名所旧跡などをじっくりとガイドができる、また、おもてなしができる担い手の養成が急務です。米沢を訪問する人たち、現在の交流人口を関係人口へと発展させる上で、米沢の魅力を十二分に語ることができる人材を増やすことが必要であると考えます。

このことについては、これまでも一般質問の中で何度か提案させていただきました。現状はどうなっているのでしょうか、お伺いいたします。

小項目の2に移ります。

私は、先月7日、8日の1泊2日で、斜平山保全活用連絡協議会主催の山城見学会に参加してきました。このツアーは、県内に4つある国の指定史跡の山城のうち、米沢の館山城以外の3つの山城の整備の状況を見学し、比較検討してみようという趣旨のものです。

1日目は、左沢の楯山城、こちらはいわゆる楯という字を書きます。米沢の館山とは違います。楯山城と尾花沢の延沢城、2日目は鶴岡の小国城を見学してきました。

私なりの一つの結論を言うと、米沢の館山城は

4つの史跡の中では断トツに状態もよく、見どころも多く、また歩きやすいということです。

鶴岡の小国城などは、麓から細い山道を50分ほど登ってようやく遺構にたどり着くというような状況ですので、誰もが気軽に見学できる史跡ではありませんでした。

その点、館山城は登城路と呼ばれる山道を少しは登りますが、息を切らすほどではありませんから、子供でも高齢者でも見学ができます。何より、知名度も人気も抜群の伊達政宗ゆかりの城ですから、情報発信のやりようで全国からたくさんの歴史ファン、伊達ファンを呼び込むことができます。

館山城は今後、保存活用計画の段階を経て、整備計画に取りかかり、実際の整備へと、あと数年のスパンで取り組まれると聞きました。その際、今回の山城見学ツアーに参加した市民をはじめ、館山城の整備について関心を持つ市民が少なからずおられると思いますので、大いに市民の声に耳を傾けて計画に着手していただきたいと思います。

小項目2の質問内容は、館山城は今後大いに注目され得るが、保存活用計画、整備計画を作成するに当たり、大切にすべき視点は何かであります。館山城の価値を守り生かしつつ、見学者が納得できるような整備とはどんなものか、お伺いいたします。

次に、小項目の3に移ります。

皆さんは、天狗山館の存在を御存じでしょうか。4年ほど前に発見された遺構で、小野川スキー場に隣接している天狗山に、6つの曲輪群から成る県内では一番大規模な山城です。

伊達家16代当主で伊達政宗の父である伊達輝宗が、芦名勢への攻めを3度も失敗していることから、芦名勢の館山城への反撃を警戒して極秘に前線基地として設けられた可能性が高いとされています。

2017年に斜平山保全活用連絡協議会のメンバー

など有志による現地調査が行われ、同年7月11日に三沢コミセンにて「天狗山とその周辺の縄張り図作成調査報告会」が行われ、全容が紹介されました。

報告によると、天狗山館は、小野川スキー場の花畑を東に横断、すぐの地点から豎堀や堀底道、大小の曲輪群の形跡が確認され、その位置が土地の小字名などから順に、大窪曲輪群、狐森曲輪群、菅沢曲輪群と名づけられ、小野川スキー場頂上部の中乃山曲輪はスキー場造成の際に削られましたが、天狗山から西に張り出した尾根を境に遺構の存在が確認されたということです。

大窪曲輪群、狐森曲輪群、菅沢曲輪群、立石山曲輪群、永保沢曲輪群を加え合わせると6つの曲輪群から成り、長さは最長2キロメートルに達するとのこと。

現地調査を行った元山形県中世城館址調査員だった専門家の方によると、規模的には館山城の6倍であり、国の史跡指定をいただくことのできるだけの価値は十分にあるとのこと。

そこでお伺いします。

天狗山館について、国の史跡指定を前提として、文化庁の担当調査官を招聘し、実地検分を行っていただき、今後の市としての対策に指導をいただいているのでしょうか。

伊達政宗生誕450年の年2017年の6月議会で、私の上杉の城下町というPRだけでなく、今こそ伊達政宗の生誕の地を打ち出してはどうかという質問に対して、中川市長は、米沢生まれの伊達政宗の活躍をPRする必要があると考えている。政宗は米沢にとって重要な精神文化。どのような物語を描いてPRしていくか、城下町を補完する事業として考えたいと答えておられます。

天狗山館が国の史跡指定を受けることになれば、伊達関連の大型の遺構が2つも存在するまちとしても、歴史ファン、伊達政宗ファンを呼び込むことができるでしょう。

まずは、文化庁の担当調査官に実地検分をして

いただくこと、このことについての市としての前向きな対応をお願いしたいと思います。

以上、壇上からの質問を終わります。

○鳥海隆太議長 土屋教育長。

〔土屋 宏教育長登壇〕

○土屋 宏教育長 私からは、1、少人数学級に向けて本市でできることについてお答えします。

初めに、(1)少人数学級化の方向性についての本市の考えについてお答えいたします。

県の事業であります、教育山形「さんさん」プランは、1学級当たりの人数を33人以下とし、少人数学級の推進と指導力の向上を目指すものであり、本市も「さんさん」プランに基づいて取り組んでおります。

少人数学級には、一人一人に目が行き届きやすく、低位層の学力の引上げに効果があると考えております。

一方で、合唱や球技等の集団活動、学び合いの学習、多様な人間関係の構築など、ある程度の人数を必要とする学習や活動も児童生徒にとっては大切な教育活動であります。

今年度は、新型コロナウイルス感染症対策の影響により、学校再開後には、人数の多い学級においては密を避けるための対策に苦労したこともありましたが、1学級を2つの教室に分けたり、広いスペースに移動したりしながら授業を行う等の工夫により乗り越えることができました。

また、現在、山形県では国の基準を下回る学級の人数となっていることもありますので、1学級の人数をさらに減らしていくことよりは、現在の制度の中でいかに効果を上げるかという点を重視してまいりたいと考えております。

次に、(2)1学年1学級であっても「さんさん」プラン適用及び特別支援学級の配置基準の見直しを要望してはどうかについてお答えいたします。

市内の小中学校につきましては、議員もお述べのとおり、33人を超える学級は、小学校では161

学級のうち8学級、中学校では70学級のうち1学級であります。これらの学級については非常勤講師が配置されており、1学級を2名で担当したり、2グループに分けて指導したり等、細やかな教育活動を行うことができています。

特別支援学級につきましては、国の基準が1学級当たり8名であるところを、「さんさん」プランでは6名とされており、細やかに教育活動を行うことができる状況であります。

以上のことから、現在のところは基準見直しの要望は考えておりません。

次に、(3)国に対し、義務標準法の基準見直し及び特別支援学級の配置基準の見直しを要望してはどうかについてお答えいたします。

現在、「さんさん」プランに基づき細やかな教育活動を行うことができていることから、現段階として、国に対して基準見直しの要望は考えておりません。

次に、大きい2番、まちづくり人財養成講座の今後についてお答えいたします。

まちづくり人財養成講座は、学びの場の提供、自らまちづくりに関わる地域の財産となる人の養成、市民と行政との連携の強化を目的として、平成18年度に開始した事業であります。

当初は、講座とグループ演習で、まちづくりの視点や現状と課題等を学んだものを提言書にまとめて発表していましたが、平成22年度からは、この講座の中での学びを現実的な活動につなげるため、講座に加えて、「まちづくりプラン大賞」を設け、自分のアイデアを具現化するための助成金を交付しました。

このまちづくりプラン大賞の助成金によって実施した活動は、平成30年度に終了するまでの9年間で30件あり、中には実際に行政と連携・協働として事業化したプランでも持続することが難しく、単発で終わってしまう事例が多かったほか、ほかの施策とも重複しているなど事業の見直しが必要と判断して、昨年度から助成金を取りやめ

ました。

また、昨年度から、市民で組織する実行委員会  
が主体となって運営を行うことで、より市民自ら  
が主体的にまちづくりに関わる人材の養成につ  
ながるよう見直しを行ったところでありませ

このように、これまでも節目節目で事業の見直  
しを行い、市全体として施策の効果が高まるよ  
うに取り組んできたところです。

この結果、この15年間で受講者は1,400人、延べ  
4,200人余りとなり、まちづくりの提案は92件に  
上りました。

さらに、コミュニティビジネスやまちづくりに  
関心を寄せる市民も多く誕生し、講座修了生によ  
る活動団体も誕生しております。また、今年度は  
対象者を県外にも広げたことで、米沢の魅力発信  
と関係人口の拡大にもつなげることができまし

このように、議員もお述べのように、この事業  
は、市民主体のまちづくりという本市の目指す姿  
を具現化するために大きな役割を果たしてきた  
ほか、今年度はコロナ禍に伴い全ての講座をオン  
ラインで実施した結果、県外からの受講もあつて  
盛況を博すなど、新しい成果もあつたところです。

教育委員会では、本事業は、社会教育として広  
くまちづくりに関わる人材を育てるという役割  
を十分に果たしてきたものと評価しております。

しかし一方で、ほかの施策等との重複や、今後  
さらに効果的にまちづくりに取り組む人材を育  
成し、具体的な課題解決に市民と行政が共に取  
組むまちづくりの体制を構築していくため、この  
事業については一旦区切りをつけるべきものと  
判断いたしましたところでもあります。

次に、今後につきましては、この事業で得られ  
た成果、具体的には市内外のまちづくりネットワ  
ークの事業手法等を生かして、社会教育・生涯学  
習の推進の中で、学びの場の提供はもとより、地  
域の担い手づくりに継続して取り組んでいき  
たいと考えております。

特に、各地区コミュニティセンターとも連携し  
て、各地区の課題等を勘案・調整し、重点やテー  
マを絞って、地域で活躍する人づくりに取り組ん  
でまいりたいと考えております。

また、まちづくり人材養成講座の発展した形と  
して、修了生の活動団体に対する支援についても  
検討してまいりたいと考えており、今後も継続し  
て、地域コミュニティーの活性化につながる充実  
した取組について十分に検討を重ねてまいりま

なお、まちづくりメディアラボの成果を生かし  
た取組としては、1つは今回立ち上げました「米  
沢市動画課」があります。この事業の中で、学生  
等とも連携を図っていくこととしているほか、今  
後、そのほかの様々な施策における情報発信につ  
いても生かしていけるよう、庁内での情報の共有  
を図ってまいりたいと考えております。

次に、大項目の4番の館山城跡をはじめとする  
米沢の山城を発信することについてのうち(2)  
の館山城跡の保存活用計画や整備計画の策定に  
当たっての視点についてお答えいたします。

初めに、計画策定の今後のスケジュールですが、  
館山城跡については、平成28年度以降、大規模開  
発に伴う緊急発掘調査等の対応で発掘調査等を  
休止していたことから、保存活用計画を策定す  
るために必要な調査が完了しておらず、保存活用計  
画や整備計画の策定に至っていないところがあ  
ります。

今年度発掘調査を再開いたしました。再開に  
当たっては、開催した史跡館山城跡保存整備検  
討委員会においても、委員からは現時点での保存活  
用計画の策定は時期尚早であり、しっかりと調査  
を行った上で計画を策定すべきとの御意見を  
いただいているところであります。

このため、教育委員会といたしましても、今後  
も継続して文化庁はじめ史跡館山城跡保存整備  
検討委員会等の意見を伺いながら、遺跡の範囲や  
内容確認のための発掘調査を行い、活用計画の策

定に向けて準備を行っていく必要があるものと考えております。

保存活用計画の策定には通常2年から3年の検討期間が必要であり、準備期間を含めると5年程度かかるものと見込んでおります。また、整備計画はこの保存活用計画の策定後に策定することになりますが、先ほど述べましたように、今後の発掘調査等に係る期間が不透明なため、現時点で具体的なスケジュールについてはお示しできる段階ではありませんので、御了解をいただきたいと思っております。

次に、計画策定に当たっての考え方ですが、議員お述べのとおり、館山城跡は比較的遺構の保存状態がよく、近世の城館の様子がかげるとともに、伊達氏や上杉氏に関わる歴史遺産としての魅力を有した史跡でもあります。

このため、保存活用計画や整備計画は、有識者や関係団体の方々からも御意見を伺いながら策定することとなりますが、今後の計画策定に当たっては、館山城跡が有する魅力を最大限に生かしていくことが重要であると考えております。

また、館山城跡は散策にも適している環境にありますので、できる限り現状を生かした形で活用できるように、保存活用計画を策定してまいりたいと考えております。

最後に、天狗山館の第三者の調査、検証を進めるべきではないかについてお答えいたします。

議員が述べられました調査報告書は教育委員会でも頂きましたので、埋蔵文化財の担当者が現地を確認してまいりました。しかしながら、一部には山城跡と思われる遺構が見られるものの、想定範囲全体を山城として評価することは難しいものと考えております。

また、前段でも述べましたとおり、現在、館山城跡の保存活用計画の策定に向けて発掘調査等を再開したところであります。この調査を優先して行ってまいりたいと考えておりますので、現時点では、史跡指定の可能性を含め、第三者への評

価を依頼することは考えていないところであります。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

〔菅野紀生産業部長登壇〕

○菅野紀生産業部長 私からは、3番の米沢ブランド戦略事業の現状はと、4番の館山城に関する産業部所管の部分についてお答えいたします。

米沢ブランド戦略事業の現状については、米沢ブランド戦略事業は、米沢の将来のため、人口減少を少しでも抑え人を呼び込むために、今の子どもたち、市民が誇りを持って住み続けることができるまちにするために、市民一人一人の意識改革から米沢の信頼を上げていこうとスタートした事業です。それが米沢品質向上運動となります。

スタートしたばかりの今は、市民の意識を変えることからスタートしておりますが、あらゆる領域、商品づくりやサービス部門だけではなく、ライフスタイル、米沢の暮らしにまで広げていくことで、米沢で生きることへの誇りを市民に持ってもらいたいということと、米沢に関わっていきいたいという人、関係人口を増やしていきたいという取組です。

そのために、この事業の根幹であります米沢品質向上運動を周知するため、広報よねざわの毎月1日号にTEAM NEXT YONEZAWAの紹介をはじめ、ホームページや市公式YouTubeなどを活用し情報発信を行うことによって、登録拡大の推進を図ってまいりました。

あわせて、TNYを対象とした異業種による交流の場として、また新たな取組のきっかけとするために、ワークショップ等を開催してまいりました。

昨年10月にはこの事業のシンボルとなる米沢品質AWARDを初めて選出し、選出後は、改めてこの事業の取組をより深く広く理解していただくため、米沢のブランド戦略を紹介した番組制作や各種フリーペーパーへの広告掲載を行ってま

いりました。今年度も昨年同様に進める予定でございましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、AWARDの開催は残念ながら中止としたところでございます。

なお、令和2年11月時点でのTEAM NEXT YONEZAWA登録数は171件となっております。

次に、米沢品質AWARD2019に選出された産品やサービスについてどう発展させているかについてお答えいたします。

昨年のAWARD2019には28件の応募をいただき、二次審査に進んだ8件から最終的に4件の産品と1件のサービス、計5件を米沢品質AWARDとして選出しました。

それらを新幹線車内誌トランヴェールや各種フリーペーパーへ掲載し、また、ブランドムービーやブランド番組を制作するとともに、SNSなど各種メディアで発信したところですが、特にSNSでは750万回を超える閲覧実績があり、情報発信に大きな効果があったものと認識しているところです。

米沢品質AWARDを受賞した事業者では、1か月の売上げが1.4倍になったとか、以前は商品についての問合せが1日数件程度だったものが10件を超えるようになったなど、いずれも反響が大きかったことをお聞きしております。

今年2月には、米沢品質AWARD選出記念イベントとして、米沢品質AWARD審査委員長の永井一史氏による基調講演と、米沢品質AWARD受賞者による「挑戦と創造」の取組やその思いを語るトークセッションを行い、TNYの交流と意識高揚を図ったところです。

なお、AWARDを受賞した産品やサービスにつきましては、3年ごとに審査を予定しており、さらなる品質向上や取組の広がりを期待しているところです。また、受賞者におきましても、TNYの牽引役となるブランドリーダーとして、今後の米沢ブランド戦略事業の各施策において活

躍を期待しているところです。

次に、コロナ禍で今年の米沢品質AWARDは中止となったが、それに代わる取組をどう実行しているのかについてお答えいたします。

本年度の米沢品質AWARDの開催につきましては実施を見送ることに決定いたしました。その後、7月から8月にかけてTNYに行ったアンケートや聞き取り調査では、「挑戦と創造の流れを止めないでほしい」「今こそ挑戦と創造を」などと前向きな御意見をいただいたため、改めて米沢品質AWARDに代わる取組を検討し、10月から自社事業の事業強化を主軸とした「事業強化“挑戦”セミナー&ワークショップ」と、新たな気づきを生み出す「新たな“挑戦と創造”ワークショップ」を行っております。

このセミナーやワークショップで出された新しい価値観や今までにない発想については、年度内に予定しておりますアイデア発表会に結びつけていくことを目指して取り組んでおります。

次に、4番の館山城に関して（1）の歴史ファンやマニアのニーズに対応できるガイドの養成が急務だと思うが、現状はどうなっているかについてお答えいたします。

本市に存在する山城跡につきましては、館山城跡が平成28年に国の史跡に指定されたことを受け、歴史愛好家などの関心が高まっております。また、来年度に実施されます東北デスティネーションキャンペーンに併せ、伊達四十八館を組み込んだウォーキングイベント等の開催が見込まれ、本市の歴史に関心を持つ多くの観光客の来訪が期待されることから、歴史に関する深い知識を持ち観光客の知りたい情報を的確に伝えることのできるガイドが求められております。

また、誘客拡大を図っていくためには、歴史に限らず、文化や食など本市の持つ魅力をストーリー性を持って語り、観光客の多様なニーズに対応できるガイドを継続的に養成する必要があると認識しております。

観光ガイド養成に関する具体的な取組としましては、米沢観光コンベンション協会におきまして、本市観光ガイドの代表的な存在であります「おしよしなガイド」の養成事業を行っております。

平成7年の取組開始以来、一般市民も参加可能な養成講座を継続的に開催し、ガイド活動の充実を図っております。

また、今年度の講座につきましては、米沢の城ガイド育成をテーマに、学習時間等を拡充して実施し、郷土史専門家を講師に迎え、舘山城や米沢城などの現地研修のほか、座学により歴史文化やガイドの心得等についても深く学ぶことで、ガイド知識の習得と資質の向上を目指しております。

また、講座修了後、希望者にはボランティア観光ガイド「おしよしなガイド」に入会いただくことにより、ガイドの後継者育成にも寄与する取組となっております。

以上のようなガイド養成を通じ、地域の歴史文化等に関心と誇りを持つ人が増えることで、地域に活力が生まれ、まちづくり・地域づくりにより波及効果をもたらすことが期待されます。

本市としましても、今後も継続的に関係機関と連携しつつガイド養成を推進し、観光客の受入体制の整備充実を図ってまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 高橋英夫議員。

○8番（高橋英夫議員） 御答弁ありがとうございました。

私は今回4項目上げましたけれども、1番目の少人数学級のテーマ以外の3つに関しては共通のテーマとして、1つにはシティープロモーションの発信につなぐ、2つ目には関係人口の増加、ひいては移住や定住につなぐ、このようなテーマも織り込んで質問をつくったつもりでございます。

そういう点から、この後、中川市長やそれから企画調整部長にも御意見を伺いたいということ

を考えておりますので、よろしくお願いいたします。

順番が逆になりますが、一番最後の天狗山館の史跡指定を前提として第三者を招聘して調査をしてもらってはどうか。これについては先ほど教育長から、今はそういう考えはないという話でございました。

この1月でしたか、中川市長の下に斜平山保全活用連絡協議会のメンバーが、今、最終的に出来上がった天狗山全体の縄張り図等を持っての説明があったと思います。

先ほどの教育長の回答では、文化課の担当の者が——私もヒアリングしましたけれども——山に少し入って見たけれども、全体を山城と認めるのはなかなか難しいんだというふうにおっしゃったけれども、実際に長い時間とたくさんのスタッフが汗水垂らして計測してつくり上げた縄張り図がございます。

ですから、文化庁の担当調査官に「どうですか」というふうに聞いてもらうこと自体は全く問題ないんじゃないですか。どうでしょうか。

○鳥海隆太議長 渡部教育管理部長。

○渡部洋己教育管理部長 そういったようなことが可能かとは思いますが、やはりその先の目的として史跡の指定ということがあるかと思っておりますので、そういったことを見据えながら様々なことを行っていかなければいけないと思っておりますので、先ほど教育長が申しあげましたように、現時点でそちらのほうまでなかなか手が回らないということもございますので、今のところは控えたいということでございます。

○鳥海隆太議長 高橋英夫議員。

○8番（高橋英夫議員） 手が回らない……。私はそれをやってもらって、その後調査とか整備とかにかかると言っているわけではないのですよ。実際に今、そういう民間の方たちがつくった縄張り図というのがあるわけですから、これが一体どうなのかということについて専門家の判

断をいただいているかどうかと言っているんです。

ですから、調査や整備に関して例えば米沢市が予算計上するとかそんな話じゃないんですよ。もし専門の方が見られて、ああ確かにこれは間違いないとなれば、調査や整備が先送りになったとしても、天狗山は文化庁の専門家から見てもらっても本物の山城ですということで、今後の観光やあるいは米沢市へのたくさんのお客様の誘致、こういったものにつなげる上で大きな力になると。

なので、その入り口として、まずは調査官に見てもらおうという作業を優先的にできませんかという質問なのです。いかがですか。

○鳥海隆太議長 渡部教育管理部長。

○渡部洋己教育管理部長 繰り返しのようになってしまいますけれども、やはり何のために調査をお願いするのかというところをしっかりと明確にしなければいけないと思いますので、やはりその目的を明確にした上でお願いするときにはしなければいけないと考えておりますので、現時点ではそういったような依頼については考えていないというところがございます。

○鳥海隆太議長 高橋英夫議員。

○8番（高橋英夫議員） 私、非常に理解できないんですよね。目的ははっきりしていますよ。ただ、これが本当に間違いない山城だと分かれば、調査や整備が後回しになったとしても、例えば今、小野川温泉の皆さんが、あの山城は小野川温泉がすぐそばにありますから、そういうところに全国からマニアが集まるようなことが起きれば、小野川温泉の活性化にもすぐつながりますよ。狭いエリアに天狗山館があり、それから愛宕山周辺の城塞群があり館山城があり館山寺があり、こんなすごいエリアはなかなか全国にないと思うのです。

そこで、市長にお伺いしたいと思います。

私が今お願いしているのは、まずはその山城の価値というものを確かめようというだけの作業をやってみたらいかがですかと申し上げました。それはひいては、それがそうとなれば、必ずや

米沢のシティープロモーションの発信にももちろんつながりますし、本当にマニアがたくさん集まるとなれば関係人口の増加につながる、非常に大きな財産になると思って言っているわけですが、市長はどのように思われましたか。

○鳥海隆太議長 中川市長。

○中川 勝市長 お話はお聞きしました。ただ、私も専門的な知識というものは持ち合わせておりませんので、そこがどうだ、だからそこを調査してもらったらどうかということになるのかなと思っております。

しかし、今、教育委員会で答弁したとおりでありまして、そして私はやはり前にも、先ほど質問でも例示していただきましたけれども、館山城のときに御質問いただきました。あのときは、やはり伊達政宗の居城であるというようなことは間違いないにしても、今そういったものは何も残っていないところで、そういった中で遺跡、遺構というものを今後どのように、伊達政宗がここで南奥羽の覇者として活躍したというものをどのように発信していくかと。そこが今後の開発でも重要であろうと議員がおっしゃるように、それで観光客を呼ぶということは、しっかりとした物語をつくっていかないと、なかなか発掘したからそれだけでいいというものではない。魅力あるそういった城址としてどのように発信していくか。

そこが一旦発掘調査が中止になってしまったので、改めて発掘に入るわけでありまして、まず館山城をしっかりとどのようなものであったのかというものを発信できるように調査していくべきでないかと思っております。

○鳥海隆太議長 高橋英夫議員。

○8番（高橋英夫議員） 質問を天狗山を専門の方に実地検分してもらおうという1点に絞りたいと思います。

私は、このことを文化庁に依頼して来てもらう、そして、これは本物だとあるいはそうじゃないという一定の結論を導いてもらうのに、それほどお

金もかからないわけですし手間もかかりません。  
これについての市長の判断をお伺いします。

○鳥海隆太議長 中川市長。

○中川 勝市長 最初に申し上げましたとおり、それがどういうものであるかというのは、私もそれを見せていただきましたけれども判断できませんので、そういったものがもう少しきちんと内部でこういうものだという、教育委員会から答弁がありましたように、そういったものであれば、それは文化庁に調査のお願いということも必要かと。

ただ、そこまでの判断にいま私の場合は至っていませんので、そこら辺の内部のほうでやはりそういうものであるというふうに判断したときは、文化庁にお願いをするということも可能になってくると思っています。

○鳥海隆太議長 高橋英夫議員。

○8番（高橋英夫議員） 調査に当たって全体の縄張り図をつくられた方は、先ほど私も言いましたけれども、かつて平成元年から平成7年まで山形県中世城館址調査員を務められた専門家ですよ。その方は、米沢に今文化庁指定の史跡が5つありますけれども、その5つの史跡の指定をするに当たって資料をつくり申請にも関わったという本当に専門家ですよ。

その方が同じようにつくった縄張り図をこの間市長にもお示したということですので、そこでなぜ判断ができないという話になるのかということが分かりませんので、それについてお答えください。

○鳥海隆太議長 中川市長。

○中川 勝市長 いや、そういうものを見せていただいても、私は専門家でございませぬので、一方で、先ほど教育委員会が答弁したような内容もございませぬので、そこをどうやって判断していくかによっては、もう少ししっかりとそういった状況を把握しなければならないということを申し上げているところでございませぬ。

○鳥海隆太議長 高橋英夫議員。

○8番（高橋英夫議員） では、時間がありませんので、このことについてはこの後またいろんな場で議論させていただきたいと思ひます。

次に、まちづくり人財養成講座について、先ほど答弁ございましたけれども、ちょっとかみ合っていない点がございます。

私は、たくさんの成果を上げているこの事業なのに、なぜ今回廃止をするのですか、その理由をお聞かせくださいという質問をしました。

でも、先ほどの回答はそういう中身では始まっておりませぬ。改めてお願いひます。なぜ廃止するのですか。

○鳥海隆太議長 渡部教育管理部長。

○渡部洋己教育管理部長 先ほど教育長の答弁にもありましたように、このまちづくり人財養成講座については、議員もお述べのように、様々な成果を上げてきた事業だと認識してひます。

そういった中で、このまちづくり人財養成講座で培った様々なネットワークであったり事業の成果を、もっとさらに市の様々な施策の中に生かしていくような施策に発展させるべきだろうと、その具体的な施策の中で実現していくべきだろうという判断の中で、このまちづくり人財養成講座については一定程度の役割を果たしたということでの終了させていただきたいということでの答弁でございます。

○鳥海隆太議長 高橋英夫議員。

○8番（高橋英夫議員） では、新年度、このまちづくり人財養成講座の成果の上に立ってそれをさらに発展させる形の事業というものが保障されていると考えてよろしいですか。

○鳥海隆太議長 渡部教育管理部長。

○渡部洋己教育管理部長 新年度につきましては、新年度の予算に基づいて事業を行うものでございませぬので、これから予算の査定などありますし、議会での予算の議決がないと事業はできないわけでありませぬので、担当課としましては、今申し

上げましたような考え方の下にその事業の組立てを考えている、そして予算要求をさせていただいている段階でございます。

○鳥海隆太議長 高橋英夫議員。

○8番（高橋英夫議員） それは具体的にはどのような事業でしょうか。

○鳥海隆太議長 渡部教育管理部長。

○渡部洋己教育管理部長 先ほど答弁にありましたように、様々なコミュニティセンターでの事業でありましたり、他課で行っております、例えば先ほどの米沢市動画課などの事業、またブランド事業などの様々な事業との関連の中で、市民の方々、いろんな方々に参加していただくような事業であったり、ネットワークを活用していくような手法を取り入れていきたいと考えております。

○鳥海隆太議長 高橋英夫議員。

○8番（高橋英夫議員） では、お伺いしますが、その事業には現在どのぐらいの予算がついてますか。

○鳥海隆太議長 渡部教育管理部長。

○渡部洋己教育管理部長 申し訳ありませんが、今例示をさせていただいたものについては、現段階で私は全てを把握しておりません。

○鳥海隆太議長 高橋英夫議員。

○8番（高橋英夫議員） 時間がありませんけれども、せっかくここまで、まさに全国からも注目を集めるような事業になっているものをあえて廃止する。そして、部長の中では次回どうするかという事業の内容も話せないような状態は、大変無責任かと思えます。

時間がありません。以上です。

○鳥海隆太議長 以上で8番高橋英夫議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 0時12分 休 憩

午後 1時12分 開 議

○鳥海隆太議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、本市行政のICT化、デジタル化について外2点、9番山村明議員。

〔9番山村 明議員登壇〕（拍手）

○9番（山村 明議員） こんにちは。櫻田門の山村明であります。

11月3日にアメリカ合衆国で大統領選挙があり、接戦の末に民主党のバイデン前副大統領が共和党のトランプ大統領への勝利を確実にしたと、7日にアメリカの新聞やテレビが伝えました。

トランプ氏はアメリカ第一主義、アメリカ・ファーストを合い言葉に政策を進め、経済は好調、株価も上がりました。

しかし、国際的な枠組みや連携を脱退したりしていました。こういったことをバイデン氏は批判していたこともあり、来年1月の就任後の世界の動きが注目されるところであります。

一方、日本では9月16日に新しい首相、総理大臣に菅義偉氏が選ばれ、菅政権がスタートしました。菅氏は7年8か月官房長官を務めてこられました。お隣の秋田県出身ということで、非常に身近に感じられます。

私ごとですが、4日前の日曜日に私は72歳になりました。そして、3日後の12月6日には菅総理大臣が72歳になられます。1週間しか変わらないということで、同じ団塊の世代として、菅氏を見習って頑張っていかなければならないなと思ったところであります。

質問に入ります。

本市行政のICT化、デジタル化について。

本市のICT化（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー化）、デジタル化はどこまで進んでいるのか。

故障やトラブルへの対応・対策はどうしているのか。

私がこの質問をしようと思ったきっかけは、10月1日に東京証券取引所はシステム障害が発生したため、株式全銘柄の売買を終日停止したが、米沢市はこのようなことにはならないのでしょうか。

2、新庁舎の機能について。

新庁舎も本体の外観がしっかりと姿を現してまいりました。いよいよ来年の完成が4月、その後引っ越しして、5月の新庁舎開業予定となるわけです。

今度は、議会棟という別棟もなくなり、大分コンパクトなすっきりした形になります。床面積も大きく減少するわけですが、執務室以外のスペースはどのように変わるのか。

なくなる機能と新しい機能はどうなるのか。

割合での広さはどのように変化するのか。

執務室以外のスペースについては、有償なのか無償なのか、お聞きいたします。

3、新型コロナウイルス感染拡大の第3波にどう対応するのか。

山形県内の感染者数も、昨日の状態では8日連続で感染者が出て、142人となったというのが昨日のものでした。先ほどのニュースでは今日さらに7名の患者が出たということになって、トータルで149人となるわけです。

1日ごとの新規感染者が連日出てくるようになりまして、全国の感染者数のグラフを見ても、第2波を上回って第3波に入ったのは間違いないと思われる状況です。

感染者の多い流行地域からの来訪者への対策をどうするのか。

米沢の地元から流行地域へ行き、戻ってくる方々への対策はどうか、お伺いいたします。

以上、1回目の質問を終わります。

○鳥海隆太議長 遠藤企画調整部長。

〔遠藤直樹企画調整部長登壇〕

○遠藤直樹企画調整部長 私からは、1の本市行政のICT化、デジタル化についてお答えいたしま

す。

本市では、ICTを活用した様々なシステムにより行政事務を推進しておりますが、まず、代表的なシステムとして住民記録や税に関する情報を管理する「住民情報システム」がございまして、これは専用のネットワークを構築しているところでございます。

このネットワーク上で国民健康保険や国民年金、福祉、介護保険、後期高齢者医療、選挙、医療費助成といった市民サービスに関する各システムを連携させておりまして、行政事務を行う上で不可欠な情報基盤となっております。

次に、職員が利用する庁内ネットワークがございまして、このネットワーク上には予算の執行・管理を行うための財務会計システムのほか、メールの送受信や会議室・公用車の予約などを行います、いわゆるグループウェアシステムといったものや、職員が作成した一般文書などを保存するファイルサーバーの機能などが稼働しているところでございます。

このほかにも、米沢市の地図をデジタル化して様々な業務で利活用する地図情報システムや、土木・建築工事における設計業務で使用する積算システム、ふるさと納税における申請・返礼業務を処理するシステムなど、それぞれの課が固有業務のために運用しているシステムなどもございます。

次に、このようなシステムの故障やトラブルへの対策・対応についてお答えいたします。

大部分のシステムにつきましては保守契約を結んでおりまして、定期的なメンテナンスを行って信頼性、安全性の向上を図るとともに、実際に故障などが発生した場合には、保守業者と連携しながら速やかに復旧できるような体制を整えているところでございます。

また、来年5月に開庁いたします本市の新庁舎におきましては、これまで以上にセキュリティー性や信頼性が高い新たな情報ネットワークシス

テムを構築するために、現在、作業を進めているところであります。

このネットワークシステムでは、これまで個々に運用していたネットワークを一元的に管理し、機器の故障や情報通信に不具合が生じた場合には、不具合のある箇所を可視化して、目に見えるようにして早急に対応できるようにするところでございます。

また、ネットワーク回線や機器の二重化の範囲を拡大し、故障などが発生した際は、自動でバックアップ機器に切り替わることによりシステム運用の継続を図ろうとするところでございます。

次に、東京証券取引所のシステム停止のような大規模で長時間にわたる障害の可能性についてお答えいたします。

本市では、先ほど申し上げました住民情報システムを例にしますと、重要なサーバーですとかネットワークの機器については機器の二重化を行っております。これによって、トラブルが生じた場合は瞬時に予備回路に切り替わるという構造となっております。

また、市庁舎外にありますデータセンターのメインサーバーのほかに、市庁舎内部にバックアップ用のサーバーを設置しておりまして、保存データの種類に応じて毎日または毎月データのバックアップを行っているところでございます。

このような体制の整備によりまして、長時間にわたるシステム停止の発生率をできる限り引き下げようとしているところでございます。

私からは以上でございます。

○鳥海隆太議長 後藤総務部長。

〔後藤利明総務部長登壇〕

○後藤利明総務部長 私からは、2の新庁舎の機能について、執務室以外のスペースはどのように変わるのかについてお答えいたします。

執務室以外の場所において、職員以外の者が専用に使用する場所としては職員団体事務室及び記者室があり、これらは現庁舎と同様、新庁舎に

も設置することとしております。

また、食堂についてはこれを設けず、新庁舎では売店を設置することとしております。

次に、新庁舎におけるそれぞれの面積の増減については、現庁舎と比較しまして、職員団体の事務室は48平米から37平米となり、約20%の減となります。また、記者室は52平米から37平米となり、約30%の減となり、食堂については278平米の減、売店につきましては41平米の純増となります。

次に、それぞれの場所の使用に伴う使用料の徴収の有無についてであります。まずは、行政財産である庁舎をその目的以外の用途で使用することになりますので、米沢市公有財産の取得、管理及び処分に関する規則第21条の規定に基づき、市の便宜となるような事務または事業の用に供する場合や、住民の福祉を増進するような行事または事業の用に供する場合、また、国または地方公共団体において公共用、公用または公益事業の用に供する場合などに使用を許可することができます。

使用を許可した場合、使用料を徴収することになりますが、米沢市財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例第8条第2項の規定に基づきまして、公益上その他の事由により特に必要と認められる場合は使用料を減免することができることとされております。

職員団体事務室につきましては、行政財産の目的外的使用を許可した上で、職員の福利厚生のために必要と判断して設けることから、使用料は免除の取扱いとする予定でありまして、これは現庁舎と同じ扱いでございます。

次に、売店ではありますが、行政財産の目的外的使用を許可した上で、来庁者の利便性向上や職員の福利厚生のために必要と判断して設けることから、使用料は免除の扱いとしたいと考えているところでございます。

最後に、記者室につきましては、行政情報を市民に対し効率的に提供するために必要なものと

判断して設けることから、庁舎の目的の範囲内の使用として使用許可は不要と考えております。なお、これは現庁舎でも同じ扱いでございます。

私からは以上でございます。

○鳥海隆太議長 森谷市民環境部長。

〔森谷幸彦市民環境部長登壇〕

○森谷幸彦市民環境部長 私からは、3の新型コロナウイルス感染拡大の第3波にどう対応するのかの御質問にお答えいたします。

全国各地で感染者数が過去最多を記録する日が続くなど、既に第3波が襲来してきていると言われており、11月25日開催の政府の「新型コロナウイルス感染症対策分科会」では、ステージ3相当地域と他の地域との往来をなるべく控えるよう提言しております。

県内においても、7月以降は散発的な発生にとどまっておりましたが、10月下旬から感染者の増加が見られ、11月29日には新規感染の公表者数が過去最多の11人となり、県知事からも「本県の第2波に突入した」との発言があったところです。

さらには、県における注意・警戒レベルは、11月26日にレベル3の「警戒（感染の広がりが懸念される状態）」に引き上げられておりますが、「レベル4（特別警戒）に近づきつつある」との認識が示されております。

県によれば、本県の感染事例といたしまして、県外の感染拡大地域と言われる地域に出かけて感染したケースや、県外から感染した方が来県し、発熱等の症状を訴え感染が確認されるケース、その感染者から伝播したと推定される事例が多く報告されておりますが、移動すること自体に問題があるのではなく、その移動した先での行動が感染リスクを高める原因となっていると言われております。

今後、年末年始を迎え、帰省や旅行等を検討されている方や、初詣や初売り等に出かける予定の方も多く存在すると思われ、これにより人の移動が活発化し、特定の場所に人が集中する、いわゆ

る「密」な状態が発生することが予想されます。

本市といたしましては、本市への帰省や旅行等による来訪を制限することはできませんが、感染拡大地域からの本市への来訪を可能な限り控えていただくことや、市内での感染拡大を未然に防止するため、新しい生活様式や新しい旅のエチケットを着実に実施していただくことなどを、市民や事業者の協力をいただきながら呼びかけるとともに、市内の観光施設や宿泊施設、飲食店などの事業者に対しても、引き続き感染リスクを下げるための業種別ガイドラインを遵守していただくようお願いしてまいります。

また、本市から感染拡大地域に出かける予定のある市民等に対しましては、広報よねざわ、市ホームページ、SNS、モバ支所などを活用し、感染者が増加している地域への移動はできるだけ控えていただくことや、県外の移動先では飲食を伴う会合を控えていただくことを呼びかけ、あわせまして、感染防止対策の基本であるマスクの着用、手指の消毒、身体的距離の確保など、日常生活における新しい生活様式の徹底や、帰宅後、発熱等の症状が認められる場合には速やかに受診相談を行っていただくことなどを、これまで以上に頻度を高めて広報啓発に努めてまいります。

さらには、厚生労働省の「新型コロナウイルス接触確認アプリCOCOA」や、店舗、イベント等で新型コロナウイルス感染症が発生した場合、濃厚接触が疑われる方に対してメッセージが通知される、県の「新型コロナ安心お知らせシステム」についても、感染等の早期確認や感染拡大防止に有効と思われまますので、市民に対し積極的な利活用を勧めながら、第3波による市民の感染や本市内での感染拡大防止に努めてまいります。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 山村明議員。

○9番（山村 明議員） 今回のこの東京証券取引所のトラブルが発生したことにつきましては、金融庁が金融商品取引法に基づく業務改善命令を

出す方針を固めたことが26日分かったと新聞にも載っております。

また、30日付で、日本取引所グループ（JPX）傘下の東京証券取引所の社長が30日付での辞任を発表したと。

こういったものについては、なかなか本人が意図してやったことではないにもかかわらず、問題の大きさからして責任を取らされる、責任を問われるということになったことだと思います。

このことについて私もいろんな面で調べてみましたけれども、東京証券取引所というのは、その取引高からして世界で1番はニューヨークの証券取引所、2番がナスダック、そして3番が東京の証券取引所と。そして、4番が中国の上海、5番が香港となっております。

今回の不幸中の幸いというか助けられたのは、実は、10月1日というのは中国では国慶節ということで市場がお休みだったんですね。そういった意味で、上海と香港の市場は休んでおって稼働していなかったということで、これで非常に助けられた部分があるのかと感じております。

今回のシステムの場合、システムの障害が起きたときには自動的に予備装置に切り替わると、要するにバックアップ体制が自動的に立ち上がるようにセッティングはなっておったはずなんですけれども、それが機能しなかったという、非常に何とも致し方がない状況に落ち込んでしまったということなのでありますけれども、先ほど米沢市では保守契約をしておるということで、その業者のほうでは、何らかの問題が発生したときにはこの予備装置に切り替わる、バックアップ体制というものは米沢市の場合はしっかりしているのでしょうか。

○鳥海隆太議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 先ほどの答弁でも若干触れましたけれども、米沢市のシステムにおきましても、住民情報を扱うような重要なシステムにつきましては二重化ということで、メイン回路が駄

目になった場合でも予備の回路に切り替わって業務を継続できるというシステムになっておまして、あと、メンテナンスの中で、そういったものがしっかり機能が働くのかどうかというあたりは保守点検の中で点検しているような状況でございます。

○鳥海隆太議長 山村明議員。

○9番（山村 明議員） こういった部類のものというのは、どうしても今世界的に外部からの不正アクセス、妨害、そういったものにさらされやすいという弱点があるわけでありまして、米沢市の場合はハッカー対策とか、あとはサイバー攻撃への対応とか、こういったものについてはある程度大丈夫な状態に防御がされているものなのでしょうか。

○鳥海隆太議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 先ほど主なシステムを御紹介いたしましたけれども、その中の住民情報を扱っている住民情報システムにつきましては、独立した回線を使用しておまして、ほかのインターネット回線とかとはつながっていないということで、その部分に関しては大丈夫だということでございます。

そのほかに、私たち職員が一般文書なんかをつくるときに使っているネットワークにつきましては、国やほかの自治体などとはつながっているわけですが、そことインターネットをつなぐ際にはそこにゲートを設けておまして、しっかりセキュリティー対策を行った上で外部と情報のやり取りをするということで、そういったハッカー対策といったものはやっているところでございます。

○鳥海隆太議長 山村明議員。

○9番（山村 明議員） 過去には、故障とかトラブルとかといったような事例はなかったものなのでしょうか。

○鳥海隆太議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 本市におきまして、先ほ

ども一部御紹介しましたが、多数のシステムが稼働しているような状況でございますので、小さいトラブルについてはやはり発生しているところでございますけれども、市民サービスに重大な影響を及ぼすようなトラブルについては発生していないという認識でございます。

今後とも重大なトラブルが発生することがないように、しっかり対策を講じていきたいと考えております。

○鳥海隆太議長 山村明議員。

○9番(山村 明議員) また、災害時に停電等が起きる可能性というのはなきにしもあらずだと思うのですが、そういった災害時における停電等のときには、対応というか大丈夫なものなのか、どうなのでしょう。

○鳥海隆太議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 今回の庁舎、そして新しい庁舎にも非常電源につきましてはきちんと設置します。あと、非常電源が稼働するまでに若干本当に何秒かのタイムラグはあるかと思っておりますので、そこがシステムに影響を与えないようにバッテリーを常時接続しております、無停電装置というもので、万一そういった停電が起こっても大丈夫な形にしております。

○鳥海隆太議長 山村明議員。

○9番(山村 明議員) こういったものについては、私もあまり詳しくはないのでありますけれども、米沢市で使っているシステムというのは、そんなに非常に高度な難しいものではなくて、そういう心配の少ないあまりレベル——レベルと言ったら悪いのだけれども、レベルの高いものではないので安心できるという状態なのか。それとも、それ相応にレベルの高いものをつくってあるけれども、自信は持っておられるということなのでしょう。

○鳥海隆太議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 システムにつきましては、やはり我々一般の職員が扱えるようなものでは

もちろんなくて、高度な——どういったシステムであってもそれなりに専門的な知識を持った業者がつくった上で、あと、そのメンテナンスについても基本的にはつくったメーカーに保守管理をお願いして維持しているような状況だと考えております。

○鳥海隆太議長 山村明議員。

○9番(山村 明議員) 次に、新庁舎の質問に入りたいと思います。

市の条例や何かで無償だということになっておるようでありまして、そういった執務外のスペースについて、その部門の各部屋等に光熱水等の設備があるのかどうなのか。そして、その使用料金というものはどのようになっているのでしょうか。

○鳥海隆太議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 先ほど述べました執務室以外の場所につきましても、全て電気、水道、空調設備が整っております。

売店と職員団体事務室につきましては、電気、水道についての使用料については実費で頂く考えでございます。(「使用料金は取ってない」の声あり)

○鳥海隆太議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 再度申し上げますけれども、新庁舎において売店と職員団体事務室につきましては、電気、水道料につきましては実費徴収として徴収する考えでございます。

○鳥海隆太議長 山村明議員。

○9番(山村 明議員) 新庁舎ではそうなっているということのように今聞こえたのですが、今まではどうだったんですか。

○鳥海隆太議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 現庁舎では頂いておりません。頂いておりません。(「取ってない」の声あり)はい。

○鳥海隆太議長 山村明議員。

○9番(山村 明議員) そうすると、取っていない

かったものが今度は頂くような方向というふう  
に聞こえるのですが、そこの変わることの根拠と  
いうか、その辺は何かあるのでしょうか。

○鳥海隆太議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 このたび県内の状況を確認い  
たしました。まず、目的外使用につきましては、  
山形県、それから県内12市全て免除しております。

それ以外の経費につきまして、多々いろいろ取  
扱いは異なるのでありますけれども、電気料です  
とか水道料につきましては実費として徴収して  
いる団体が多いこともありまして、今回、新庁舎  
に切り替わることを機にこのように考えを改め  
たところでございます。

○鳥海隆太議長 山村明議員。

○9番(山村 明議員) ありがとうございます。

それで、やはりこのなくなる機能ということで  
はまず食堂がなくなるわけでありましてけれど、  
米沢市の食堂というのは7階で南側が総ガラス  
張りで、あんなすばらしい景色のところでは食事を  
できるということはこれは本当に私もすばらしい  
と思っておるのですが、惜しいなと思っております。

今、民間で9階にレストランがあったところが  
やっていないのかな。とすると、米沢市役所の食  
堂が一番米沢市内では高いところにある食事を  
提供できる場所なのかなと思っております。昔は  
食堂に行くともう満員の人で、食事をいただくに  
も並んでいただかなければならないという昔の  
状況があったわけですが、今はやはりそんな  
にも混んではいけないのかなと。コロナの状況も  
あって混んでいなくて大変いいのかなという面  
も感じられます。

もう一つ、6階の大会議室がなくなるというわ  
けでありますけれども、私から見ると、6  
階の大会議室というのは多目的スペースとして、  
市長の訓示であったり仕事納めであったり期日  
前投票であったり、市議会議員選挙の受付、届出  
に使われたり、税の申告に使われたりという非常

に多目的スペースで、何かあれば、じゃ6階の大  
会議室でやろうという非常に便利なものであつ  
たわけでありましてけれども、こういう多目的ス  
ペースがなくなるということで、こういった今まで  
使ってきた多目的だったり大きな広さを要する  
ような場面のところでは、どのように代替のス  
ペース、代替の建物になるのか、庁舎内のス  
ペースになるのか。6階の大会議室で今までやっていた  
ことをやるためのスペースをどのように代替し  
ていくのか、その辺をお聞かせ願いたい。

○鳥海隆太議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 現在の6階大会議室につ  
きましては大人数で使用する際などに利用されて  
おり、期日前投票ですとか市長訓示などでも利用  
していたところでございます。

新庁舎におきまして具体的に申し上げますと、  
例えば期日前投票などにつきましては、新庁舎の  
玄関に入っていただきますとすぐに1階の市民  
ホールがございます。その場所で今後は期日前  
投票などについては実施したいと考えております。

それから、また2階には4つの会議室がござ  
いますけれども、スライド式の壁を移動させます  
と1つの会議室として使用できますので、用途に  
合わせて大きさを調整できる会議室もござ  
います。

それから、新庁舎におきましては本会議場を  
フラットな床にしまして、机や椅子を傍聴席の  
下に収納することで、多目的な利用が可能に  
なるようにしております。隣接した委員会室  
との境にあるスライド式の壁も移動できま  
すので、新庁舎では最も大きな空間が  
できる場所でございますので、全職員が  
集まる市長訓示などにおきましては、議  
場をお借りして実施することを考えて  
いるところでございます。

○鳥海隆太議長 山村明議員。

○9番(山村 明議員) 新庁舎の設計の  
ときに、本会議場は本会議しか使えない  
というパターンではなくて、多目的用途  
に使えるようにやっていただきた  
いというふうに議会からも申し上げて

おったわけで、そういった意味では非常に有効活用が図られていると思いますが、逆に今度は、議会の日程と当局が使おうとしている日程そういったものがち合ったりはしないのかという心配が出てくるわけですが、その辺はどのように考えておられますか。

○鳥海隆太議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 議場をお借りする場合には、やはり議会日程が優先になると思いますので、臨機応変に対応したいと考えているところでございます。

○鳥海隆太議長 山村明議員。

○9番(山村 明議員) そのようにうまくすみ分けをしながら、有効活用をぜひ図っていただきたいとお願います。

そして、3番の新型コロナウイルス感染についてでありますけれども、今のところ、受入れというのは公立置賜総合病院だと思うのですが、この第3波の状況が患者数なり対応しなければならぬという状況がどれぐらいになるかありますけれども、やはりそちらのほうの受入れだけでは難しいとなってくれば、米沢市内の病院でも受け入れるための準備態勢にそろそろ入っていかねばならないのではないかと思います。その辺はいかがですか。

○鳥海隆太議長 渡邊病院事業管理者。

○渡邊孝男病院事業管理者 県内でも患者が増えてきて、置賜であれば公立置賜総合病院で患者のそれ以上の受入れが難しくなるようなそういうフェーズ、フェーズ3に当たりますけれども、そういう状況の場合には、ほかの病院でも患者を受け入れるという流れでこれまで議論してまいりましたけれども、米沢市立病院ではそういう場合に、軽症の患者ですけれども、受け入れる準備態勢を整えているということでもあります。

○鳥海隆太議長 山村明議員。

○9番(山村 明議員) 今のところ公立置賜総合病院で対応していただいているということですが、

が、そういう感染者が出たときに、当然公共交通機関は使えないということになってきますので、そういった搬送についてはどのようなやり方になっておるのでしょうか。

○鳥海隆太議長 渡邊病院事業管理者。

○渡邊孝男病院事業管理者 その場合には、保健所と相談しまして、保健所がそういう搬送の車を用意するというようになっております。

○鳥海隆太議長 山村明議員。

○9番(山村 明議員) 自分の車がある方は自分で行くよとなるのでしょうかけれども、そうでない方は、じゃ、送迎なりなんなりをしていただけないということになるのでしょうか。

○鳥海隆太議長 渡邊病院事業管理者。

○渡邊孝男病院事業管理者 先ほど申し上げたのは、症状がある程度具合の悪い方の場合は保健所がそういう車を用意するというので、保健所の指示で、患者の症状がそれほど大したことない場合は、車で行くということも当然あり得ます。

○鳥海隆太議長 山村明議員。

○9番(山村 明議員) この部分についてのやり取りについては、昨日の答弁で大分出ておられて、私が準備した質問について昨日大分答えが出ておりますので。

送迎について、自分が車を持っていないというふうになると、それは無償なのか有償なのか、その辺はどうなんでしょうか。

○鳥海隆太議長 渡邊病院事務局長。

○渡邊勲孝市立病院事務局長 あくまでも想定のお話でございますが、先ほど病院事業管理者が申し上げたとおり、基本的に搬送は保健所で調整します。御自分でいらっしゃる場合は当然お金はかからないわけですが、そのほかの手法についてはどの程度の経費がかかるのかというのは、ちょっとこちらでは把握してございません。保健所で調整するという役割分担になってございます。

○鳥海隆太議長 山村明議員。

○9番(山村 明議員) 私の思いとしましては、

第3波で感染数が多くなってくる、やはり都市部のほうから大発生した患者が上がってくると思うんですね。そうすると、都市部のほうからこっちの地方のほうへ患者が先送りしてくるような可能性も考えられる、県境をまたいだりして患者がこっちの地方のほうへ送り込まれてくるのではないかなという心配なんかするわけですけども、その辺の心配はどういうものですか。

○鳥海隆太議長 答弁はどなたが……。市民環境部長ですか。安部健康福祉部長。

○安部道夫健康福祉部長 申し訳ございませんが、その件につきましては、現状では分かり得ないということでございます。

○鳥海隆太議長 山村明議員。

○9番(山村 明議員) 今の質問については聞き取りのときに私申し上げていなかったので、お答えしづらかったかと思います。

それから、米沢市内でもコロナの患者を受け入れていかなければならないという状況にこれからなっていく場合、市立病院の建て替えの事業がもうスタートしているということで、市立病院としては、こういったコロナの患者を受け入れるスペースなり設備なり対応なりをしていくということについては、非常に厳しい、難しいということなのか。あえて公立病院として、そこには大変な状況であっても何とか協力していかなければならないという、その辺どのようなお立場、考え方をされておられるのかをお聞きしたい。

○鳥海隆太議長 渡邊病院事業管理者。

○渡邊孝男病院事業管理者 万が一、当院で患者を診ているとしても、それは感染をその病室からほかにつらなような形で治療しておりますので、工事には影響を与えないという見込みでございます。

○鳥海隆太議長 以上で9番山村明議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 1時58分 休 憩

午後 2時08分 開 議

○鳥海隆太議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、広葉樹の利活用による森林環境の活性化について外2点、20番井上由紀雄議員。

〔20番井上由紀雄議員登壇〕(拍手)

○20番(井上由紀雄議員) こんにちは。明誠会の井上由紀雄です。よろしく願いいたします。

本日はお忙しいところ、傍聴席に多くの方においでいただきましてありがとうございます。

森林環境について述べさせていただきますので、よろしく願いいたします。

私が住んでいる里は、戸数が20戸、住民が60人です。

秋の稲刈りが終わると、10月に刈り上げと称する、収穫感謝祭を兼ねた地区民総出の運動会と芋煮会を行います。これは10月の体育の日、第2日曜日に行っていました。今は体育の日がなくなったものですから、スポーツの日になったので、10月は第2の月曜日ということで行っています。

11月に今度は山の神の大例祭が行われます。これは田んぼを守っていた神様が田を離れ、山の守りに入ることを意味します。そして、昔ならばこのときから炭焼きの準備や雪を利用しての木材の搬出が始まります。奥山ですと山を越えてこなくはないので、雪を利用しないとなかなか木材を出せないということで、雪を利用しての冬山の木材伐出になっていたそうです。

そして、今度は春になります。春3月になりますと、今度はまた山の神の大例祭が行われるわけですけれども、山から今度は田の守りに神様が入ります。そして、桜の開花に合わせて稲作が始まります。

そのようにして山と地区の中山間の方々には生活

を共にしていたということです。

これから、質問の要旨に入っていくわけですが、森林は地球温暖化防止や生物多様性の保全、また水源の涵養や土砂流出防備などの多面的機能を有しています。健全な森林の維持管理を行うことは、多面的機能を発揮する上で大変重要なことです。

中でも、森林の大半を占める広葉樹を資源としてどのように利活用していくかが、これからの大きな課題になるのではないかと考えています。

1950年頃から、燃料革命や化学肥料の導入により、それまでの薪炭林や有機肥料、家畜の飼料など生活資源として利用されていたものが、一変してしまいます。

加えて、戦時中の乱伐で荒廃した森林復旧のために行っていた戦後の拡大造林によりまして、広葉樹は経済的に価値の高い杉やヒノキなど針葉樹の人工林へと置き換わっていきます。

そして、高度成長期を迎え、木材の輸入自由化により外材が安く安定的に供給されるようになると、国産材の価格は落ち続け、自給率は低迷し今度は放置による森林荒廃と高林齢化が進んでしまいました。

ちなみに、統計を取り始めた1955年——昭和30年なんですけれども、木材の自給率は90%でした。それが2003年（平成15年）には19%まで落ち込んでいます。現在は何とか38%まで回復してきました。

当市は、総面積のおおむね8割が森林で覆われ、主に広葉樹の天然林で構成されています。そのような中、今年の夏は雨が少なく高温の日が続いたことで、7月中旬から山々の至るところにナラ枯れの被害木が多く見受けられました。

これはカシノナガキクイムシが繁殖しやすい環境だったことと、被害木であるナラの木の高林齢化に加え、樹高が高く根回りが太い大径木になって、カシノナガキクイムシの増殖につながったものと思われます。

それらの問題も含め、これからの広葉樹の利活用による森林環境の活性化についてお伺いいたします。

国や県、市の森林整備補助金ややまがた緑環境税は、主に人工林の造林、保育、荒廃森林整備、森林資源再生、循環利用促進に活用され、人工林の整備は大幅な進捗状況が見られるようになりました。

しかし、広葉樹に関しては、限られた樹種の造林、保育とやまがた緑環境税による「ナラ枯れの被害拡大のおそれのある森林伐採の取組」に対する事業など、一部補助にとどまっています。

広葉樹の効率的な循環を図り、計画的な伐採と利活用を行う上で、天然林とその広葉樹の現況はいかになっているか、教えてください。

また、先ほど申し上げましたナラ枯れの被害木について、高林齢化、大径木が大半を占めてはいないでしょうか。

以上、小項目1番、森林の林相と病虫害被害木の現況についてお伺いいたします。

また、広葉樹を伐採し、その切り株やナラの根元から伸びた新しい芽を成長させる萌芽更新は、隣地に落ちた種子が発芽して成長する天然下種更新よりも早く成長するため、森林の再生や薪炭林の循環利用に広く行われてきた施業方法です。

この方法を利用し、多面的機能を確保しつつ、乱伐にならないように皆伐の面積の規制を強化しながら計画的に広葉樹伐採を行うとともに、伐採後の早期再生を図り、健全な森林の維持と森林資源の循環利用を促進するための実効性の高い経営計画を立てることができないでしょうか。

以上、小項目2番、広葉樹の循環利用による持続可能な森林についてのお考えをお伺いいたします。

伐採、搬出された広葉樹のおおむね8割が製紙用のパルプ材として利用されています。無垢の広葉樹の床材はほとんどが輸入品です。

木の種類によってもかまいや無垢の床材のよう

な建築用材、こまやこけしなどの木地玩具、テーブルや椅子、器などの木工品、野球のバットのようなスポーツ用品、キノコの原木や炭の原材料、まきストーブやバイオマス発電の燃料など、様々な製品に姿を変えます。製紙用のパルプ材だけでなく、付加価値の高い製品開発を行い、広葉樹の有効利用ができませんでしょうか。

小項目3番、広葉樹の製品開発と有効利用についてのお考えをお伺いいたします。

続きまして、買い物弱者への支援についてお伺いいたします。

高齢化や高齢により自動車の運転免許証を自主返納された方が増えたことや、経営難や後継者問題など様々な理由で地域内の食料品店が閉店したことで、食料品を購入できる店舗が近しくなく、困っている高齢者の方が増えています。

公共交通機関やデマンドタクシーの利用ができる場合を除いて、住まいから直線距離で500メートル以内に食料品店がなく、食料品の購入に苦労している方を「買い物弱者」と言うそうです。

町なかに住まいしている方も例外ではございません。まして、山間地域に住まいし、制約や金額の問題で民間の企業の買物サービスに頼れないとか、デマンドタクシーなど公共交通機関を受けられない方がこの問題に直面しています。

外出が難しい方には食材の配達や買物代行、外出ができる方には移動販売や買物乗合タクシーの運行など、買い物弱者のニーズに合った買物支援ができないか、お伺いいたします。

続いて、市民の皆さんが安全な環境で安心して生活できるよう各種団体が組織され、各種団体の皆さんの献身的な活動により、安心して日々の生活を送ることができています。

しかし、中山間地域では、少子高齢化や若者の地域離れにより各種団体の委員を確保するのが難しい状況にあります。そのような現状を踏まえ、各種団体の組織再編成についてお考えをお伺いいたします。

例えば、先日参加した「安全・安心なまちづくり米沢市民大会」の主催者は、交通安全推進協議会、防犯協会、暴力追放推進協議会とあります。主催者席の顔ぶれを見ると、交通安全協会や交通安全母の会などが参画しているとのことでした。

これらの団体は、防犯あるいは交通安全といったことを主目的としていると思われるので、1つの団体としておのおのの協会を団体の中の委員会とするように、地域の実情に合わせ、目的が共有できる各種団体を統一できないか、お伺いいたします。

以上で壇上の質問を終えさせていただきます。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

〔菅野紀生産業部長登壇〕

○菅野紀生産業部長 私からは、1の広葉樹の利活用による森林環境の活性化についてお答えいたします。

初めに、1点目の林相と病害虫被害木の現状についてお答えいたします。

令和2年3月に公表されました山形県林業統計によりますと、平成30年度末の状況で、本市の民有林全体に対する天然林の割合は面積で72%、また立木の体積を表す蓄積では49%であり、そして、天然林に占める広葉樹の割合は面積で95%、蓄積で93%となっております。

また、同じ統計によれば、置賜全体の数字にはなりますが、建築用材などとして使用される広葉樹の標準伐期齢である林齢75年以上となるものは、民有林のうち天然林の広葉樹については面積の割合が42%となっていることから、本市の広葉樹でも約4割は高林齢と推測されます。

また、ナラ枯れ等の病害虫被害については、毎年県において各種病害虫の被害本数の調査を行っておりますが、樹高や木の直径までは調査しておりませんので、毎年発生する市全域の被害木における高林齢等の割合は把握しておりませんが、一般的に病害虫の被害を受けやすいと認識しており、県と協力しながら被害の予防や駆除等を進

めております。

続きまして、2点目の広葉樹の循環利用による持続可能な森林経営についてお答えいたします。

天然林、広葉樹の整備に対する国や県の補助事業はほとんどなく、整備されない状況となっております。本市としては、平成31年4月に施行された「新たな森林経営管理制度」にのっとり、杉などの人工林と広葉樹などの天然林も含めた集約化や路網整備を行い、伐採し利用することにより若返りを図ることで、広葉樹の循環利用による持続可能な森林整備を目指したいと考えております。

続きまして、3点目の広葉樹を用いた製品開発と有効活用についてお答えいたします。

本市では、令和2年4月2日以降に出生した乳児を対象とし、7か月児健康教室に参加された際に、森林環境譲与税を活用して木製品を贈呈する取組を実施することとし、この11月27日に第1回目の贈呈を行ったところです。

その贈呈品のうち食器類の木製品や木製玩具は広葉樹を使っており、市内の企業にできるだけ米沢産材で製作してもらい、米沢市民に木製品のよさを知ってもらうことをコンセプトに進めたいと考えております。

また、建築用材への利用については、広葉樹自体の流通が少ないことからあまり進んでいないものと認識しておりますが、今後は広葉樹を対象とした森林整備の推進とともに、幅広い活用を目指していかなければならないと考えております。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 遠藤企画調整部長。

〔遠藤直樹企画調整部長登壇〕

○遠藤直樹企画調整部長 私からは、2、買い物弱者への支援について、主に公共交通の観点からお答えいたします。

本市におきましては、市営の公共交通サービスとして定時路線型の市民バスとデマンド型の乗合タクシーを導入しており、これらと民間路線バ

ス、鉄道及びタクシーの各事業者による交通サービスが補完し合いながら、買物や通院など様々な目的のための移動手段として、市民生活に欠かせないものになっていると考えております。

また、近くに食料品などを購入できる店舗のない地区にお住まいの方を対象として、食料品の移動販売車を運行し販売サービスを提供している民間事業者がありますので、買物の機会が一定程度確保されている地区もあるのではないかと考えております。

しかしながら、議員お述べのとおり、一部の山間地域などでは公共交通機関もなく移動販売車の運行もなく、買物に困っている方がおられることも承知しております。

現在、取り組んでいる地域公共交通計画の策定においては、買物を目的とした移動に関しても実態を把握しながら、より利便性の高い地域公共交通施策について検討していきたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○鳥海隆太議長 森谷市民環境部長。

〔森谷幸彦市民環境部長登壇〕

○森谷幸彦市民環境部長 私からは、3の各種団体の組織再編についての御質問にお答えいたします。

初めに、各地域におけるコミュニティー団体の現状でございますが、本市では、市民の一番近くに位置する地域コミュニティー団体として町内会や自治会があり、個人や家庭といった私的な範囲と国や地方自治体といった公的な範囲との中間的な役割を果たす組織として、これまでも行政との連絡、道路の清掃や除雪、ごみ収集所の管理をはじめ、多種多様な分野における行政補完機能を担い、重要な機能を果たされていると認識しております。

議員御指摘のとおり、市内各地域、町内会等においては、少子高齢化や転出超過による人口減少により、町内会等の活動を維持、継続することが

困難になってきている地域が存在することは承知しており、このことは市民生活において重要である地域コミュニティ活動の衰退につながりかねない問題であると認識しております。

また、同様の理由により、交通、防犯、防災、福祉、環境、衛生など、各種団体と協力する委員の確保が困難になってきているという課題を抱えた地域があることも承知しております。

そこで、目的が共有できる各種団体を統一できないかという御質問であります。本市が事務局となっております米沢市交通安全推進協議会、交通安全母の会米沢市連合会、米沢市防犯協会、米沢市衛生組合連合会などの任意団体はもとより、法人格を有する一般財団法人米沢地区交通安全協会や社会福祉法人米沢市社会福祉協議会など各種団体においては、それぞれに設立趣旨や目的があり、自主的な運営がなされていますことに加え、それぞれに全国や県レベルの上部団体との組織体系や事業連携が確立されていることから、現時点において本市が主導的に団体組織の統合を促すことは考えておりませんが、各種団体等においてどのような問題を抱えているかを把握し、活動の成果が得られる体制や市民が安全に安心して生活できる環境を整備することは必要であると考えておりますので、今後、各団体間の話し合いの場を設けるなど、地域課題の解決に向けた対応について検討してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 井上由紀雄議員。

○20番（井上由紀雄議員） 御答弁ありがとうございます。

最初に、広葉樹の利活用から質問させていただきたいと思います。

御答弁いただきましたけれども、米沢森林整備計画の中にもございます。そして、ただいまの部長からの答弁にもございましたけれども、40%が75年を超えている高林齢林ということで、なかなか高林齢化が進んでいる中で、萌芽更新ができる

ということがだんだん限られてきているのではないのかという思いがございます。

高林齢林を伐採して目的の森林に再生を行うには結構時間を要するのではないのかと思います。ましてや伐採した林床にササとかそういうものが入ってきますと、表面を全部覆ってしまうものですから、なかなか発芽できないというようなこともございます。

伐採後の早期再生を図るために、広葉樹植栽、保育などあると思うのですが、そういうところのお考えはどのようにしているのか、お伺いしたいと思います。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 御質問の件ですけれども、これまで広葉樹などの天然林に対する補助制度がなかったことから、米沢地方森林組合などから、既存の市単独補助金「森林保育推進事業費補助金」の補助対象に人工林だけではなく、天然林の整備を加えてほしい旨の要望を受け、今年度から広葉樹などの天然林の整備に関しても補助対象となるように取り組んできたところでございます。

ただし、広葉樹の植樹につきましては、人工林となるために手入れが必要となりますので、議員お述べのとおり、広葉樹などの天然林の萌芽更新を図っていきたくと考えております。

○鳥海隆太議長 井上由紀雄議員。

○20番（井上由紀雄議員） 広葉樹の中の、これはおおむねですけれども、3割がコナラ、ミズナラ材、あとの3割がブナではないか、あと、そこに杉がまた3割人工林入ってきまして、残りがそのほかホウノキとか一般樹種になるのではないのかということが言われています。

その中で一番萌芽更新できるのはコナラ材、ナラ材に限られるということはないのですけれども、樹種がすごく少ないということで、今おっしゃっていただいたとおり、植林をある程度進めながら目的の林にしていくということは大切なこ

とだと思しますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、森林環境譲与税、今回から森林の調査等にお使いになるということですのでけれども、それについても、ある程度地方公共団体に使い方は委ねられているということで聞いております。

期待された機能に応じた望ましい森林に誘導するため、それと資源の安定的供給のために、広葉樹保育や路網整備の促進、また先ほども述べたように、製紙用のパルプだけでなく希少価値の高い材質や素性のよい広葉樹を用材として利用するため、貯木場などそういうものの整備に活用できないかと思っているのですけれども、そこら辺のお考えはいかがでしょうか。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 先ほどお答えしました広葉樹などの天然林を新たな補助対象とすることとした「森林保育推進事業費補助金」につきましては、今年度から充当財源を一般財源から森林環境譲与税に変更したところであります。

また、国、県におきましても人工林の整備を強く進めているところですが、県では令和2年5月に新規事業としまして「広葉樹等活用拡大プロジェクト」をスタートさせまして、広葉樹専用のストックヤード整備などに先駆的に取り組むために独自の支援措置を整えています。

本市としまして、県の支援内容を踏まえまして、人工林のみならず広葉樹などの天然林も含めまして、森林環境譲与税の活用やストックヤードの整備等を検討してまいりたいと考えております。

○鳥海隆太議長 井上由紀雄議員。

○20番（井上由紀雄議員） 今、ストックヤードの話が出たのですけれども、ストックヤードは県内に何か所とか置賜に1か所とか、整備計画等はあるのでしょうか。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 今、手元に詳しい数字がござ

いませんが、たしか県内で2か所ぐらいあったかと記憶してございますけれども、ちょっと確認してみます。

○鳥海隆太議長 井上由紀雄議員。

○20番（井上由紀雄議員） ぜひ、今9割……、8割か、8割ぐらいが全部パルプになっているような状態ですので、やはりストックヤードを設けていただいて、そこで分別していただいて、新しい製品に使うとか考えていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

先ほど述べたこととちょっと重複するのですが、広葉樹の材質や素性のよい広葉樹を活用して付加価値の高い木工品を考案していただくということで、先ほど部長の答弁の中で、このたびの乳幼児への木製品の贈呈事業がございました。あれはすばらしいなど、私、思いました。小さいときから木のぬくもりを感じていただいて、そういう企画をもっと増やしていただければと思います。

また、今後計画される屋内遊戯施設、あと公共施設の床材、それからサッシ、窓枠などをブナとかナラとかクリとかそういう広葉樹材を利用して普及啓蒙活動を行っていただきたいと思うのですけれども、いかがお考えでしょうか。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 本市におきまして、乳児への木製品贈呈のほかにも、やまがた緑環境税を活用したイベント等を地域のコミセン、学童保育施設、地域団体と連携しながら実施しております。

森林散策や地産木材を活用しました木工クラフト等を通じまして、森林の大切さを学んでいただき、木に親しんでもらうきっかけづくりに取り組んでいるところでございます。広葉樹の利活用も意識した普及活動や公共施設への利用を今後検討してまいりたいと考えております。

○鳥海隆太議長 井上由紀雄議員。

○20番（井上由紀雄議員） 針葉樹、杉での床材も結構ございます。今ほとんどフローリングとい

うと杉を利用しているらしいんですけども、広葉樹の無垢材、ナラ材、それからブナ材のフローリングは堅くて、そして堅い割には木肌がすごくきれいで人間に優しいということもございますので、ぜひ今の御答弁にございましたとおり、公共施設の中で使っていただければと思います。

あと、豊かな自然に抱かれ、人と環境に優しく快適で美しいまちの実現のために、2050年に二酸化炭素排出実現ゼロに取り組むことを市長が表明してございます。

人為的な発生源による二酸化炭素排出と森林等の吸収源による除去量との均衡を達成するには、森林資源の循環利用を行いながら健全な森林の維持管理に努めていかなければならないと思うのですけれども、それについてのお考えがあればよろしくお願ひします。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 ゼロカーボンシティ宣言でございましてはこれからしっかりと検討してまいるといことで、現時点では具体的にお示しできるような内容ではございませんので、答弁はこの程度で控えさせていただきます。

○鳥海隆太議長 井上由紀雄議員。

○20番（井上由紀雄議員） それから、今回の森林環境譲与税で、森林所有者の境界についていろいろ手だてを考えながら明確化を行うということ聞いております。

昔は薪炭林、炭を焼きながら山の境界を確認しておったわけですけども、今は山に手をかけなくなったため森林所有者の境界が本当に不明確になっています。

その中で、森林経営計画を立てなければいけないわけですけども、これらについて森林所有者の方々の御意見もあると思うのですけれども、進め方としてはどのように進めていくお考えでいらっしゃるのか、お伺ひいたします。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 森林経営計画の策定につつま

しては、まず所有者の意思の確認が必要ということで、所有者の意思確認をまず最初に行いまして、それでこちらのほうで取り組むことに御協力いただけるようであればその先に進むということと考えております。

ただ、この森林経営計画につきましても、市だけでできるものではなく、やはり実際に事業をお願いしております米沢地方森林組合の皆様にも御協力いただきながら進めておりますが、何せマンパワーが不足しているのも現状でございます。

そういった中で地道に少しずつではございますけれども、境界の確認などを行いながら、しっかりと取り組んでいかなければならないものだと考えております。

○鳥海隆太議長 井上由紀雄議員。

○20番（井上由紀雄議員） それに加えて、今、少子高齢化の中で山離れが進み、今、森林組合の名前も出たんですけども、山仕事をする方々がどんどん少なくなりつつあります。

先ほど来、広葉樹施業を推し進めるお話を申し上げているわけですけども、林業に携わる方々がどんどん今少なくなっている現状にあるということで、林業をする方々をこれから育成していくということについてはどのようにお考えでしょうか。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 県でもその辺は非常に心配しております、やはり我々も県に様々なお願いもしておる中で、山形県農林大学校で林業に従事したいという方の人材育成も行っておりますので、そういった方々のこちらでの就職、職として林業に携わっていただきたいと願っているところでございます。

○鳥海隆太議長 井上由紀雄議員。

○20番（井上由紀雄議員） 今の人材育成ですけども、なかなか林業というのは身近に感じられない部分が多々あると思います。求職をしても、どういう仕事をするのかイメージが湧かないと

いうこともございますので、森林組合とそこら辺は力を合わせながら確保に向けて行っていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、買物弱者への支援についてお伺ひしたいと思ひます。

先ほども答弁いただきましたけれども、当市ではデマンドタクシーの交通支援があるので区域的には限られているとは思ひのですけれども、買物に困っているとか買物に不安を感じているなどの高齢者について調査を行ったことはございますか。

○鳥海隆太議長 安部健康福祉部長。

○安部道夫健康福祉部長 高齢者の方に対して買物に関する調査ということでございますが、現在、令和3年度から令和5年度を計画期間といたします米沢市高齢者福祉計画、そして第8期の介護保険事業計画の策定作業をしているところでございますが、この計画策定に当たりまして、令和2年2月から3月にかけて、65歳以上で要介護認定を受けていない自立している方及び要支援認定者の方、合わせて1,100名を対象とした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」といった調査を実施しているところでございます。

こちら、関連項目としては、「自分で食品・日用品の買物をしていますか」という質問、あとは「ふだんの生活で必要と思ひする支援は何ですか」というような、この2つの質問が関連するものかと思ひます。

結果を申し上げますと、買物につきましては、「できるし、している」という回答が77.8%、「できるけど、していない」と回答された方が14.6%、「できない」と回答された方が5.9%というような結果でございました。

もう一点、「ふだんの生活で必要と思ひする支援」ということに関しましては、「通える交流の場が欲しい」という方が17.7%ということで最も多かったということです。

「買物のサービス」ということに関しましては、10.3%というような回答になっております。

なお、御参考までにですが、この調査項目につきましては、国である程度指定して、このような介護保険、高齢者福祉の事業計画、そういったものを策定するに当たっては、このようなことを確認しなさいということで指定されてございます。

○鳥海隆太議長 井上由紀雄議員。

○20番(井上由紀雄議員) 今、数字の中で、14.6%の方が、買物に行けるけれどもしていないというのは、これはどういうことを言っているのでしょうか。

○鳥海隆太議長 安部健康福祉部長。

○安部道夫健康福祉部長 そこまでの詳しい、深い調査というものは行っていないところですが、当初の御質問にもございました、不便を感じているかどうかということにつきましては、やはりその方の健康状態あるいは生活環境、家族構成、あと交通機関の利便性と、様々なことが関係していることから、なかなか正確に把握することが難しいような状況になっておりまして、できるだけしていない理由については、残念ながらこちらでは分かり得ないというところでございます。

○鳥海隆太議長 井上由紀雄議員。

○20番(井上由紀雄議員) データが古いのですが、平成24年3月の、これは山形県内の調査です。農林水産政策研究所で調査を行った資料の中から、山形県では総人口の4.9%の方が買物に不安を感じているということをおっしゃっています。

当時、10万人市民であれば4,900の方が買物に不安を感じているということだと思ひのですけれども、びっくりしたのが、山形県は下のほうから2番目であったということです。ですから、それだけ公共交通機関、それからデマンドタクシーが当時まだ出てはいなかったと思ひのですけれども、それらも含めながら推移していたのかとい

うようなことがうかがえます。

実は、自分は移動販売のほうがすごくいいのではないかという思いがございませう。というのは、食料品を見て手に取ってそれを購入できる移動販売というのは、買物の機会を提供するだけでなく、実物を見ることで鮮度や大きさなどを確認できることによる食品への安心感、それから住民がその移動販売車に集まることのコミュニティーの場、あと、それに伴ってひきこもりや身体機能低下の予防などの対策にもなるということもございませう。

あと、その移動販売車そのものが見回りとか見守りなどの地域の安全対策にも効果を示すということなので、移動販売支援をしていただければという思いがあるわけですが、例として高知県で移動販売業者に事業をそのまま押しつけるのではなくて、見回りなどのサポート体制を確立して、その役割を併せ持たせることで補助金を付与して運営を行っているという事例がございませう。このような取組について当市としてどのようにお考えか、見識を伺えればと思ひませう。

○鳥海隆太議長 安部健康福祉部長。

○安部道夫健康福祉部長 買物に困っている高齢者の方につきましては、移動販売のほか、宅配サービスあるいは家族や地域の方の買物同行とか買物代行という形で、個々の状況に応じて対応されていると認識しております。

一方で、民生委員児童委員をはじめとして、新聞とか電気とかガス、水道そういった各事業所の方あるいは金融機関、郵便局そういった方、事業所でも独自に安否確認あるいは見守りという役割を担っていただいているという現状もございませう。

それらの事業所などからの状況に応じて、高齢福祉課とか地域包括支援センターで関係機関への連絡とか相談というものも行われているという事例もございませう。

現在のところ、そちらの今御紹介申し上げた事

業所等に関しましては、補助あるいは助成というものは行っていないというところございませうので、仮に補助する場合については様々な面からの検討が必要かと考えているところございませう。

○鳥海隆太議長 井上由紀雄議員。

○20番（井上由紀雄議員） 今、民間企業のお話も出たわけですが、近隣の町では一部民間企業、それから市内では福祉法人の方が移動販売を手がけておられるようございませう。ただ利益を出すのが大変苦しいということで、失うものはあっても、ありがたいという言葉を得ることができるというように載っておったみたいですが、事業を始めるときの車両などの設備に補助金を出すという国の制度がございませう。ただ、今申し上げたとおりに、自らの経営努力も大切ですが、軌道に乗るまで販売者支援も大切だと思ひませう。

先ほど部長も述べられたように、見回り機能も持たせるというようにあれば、買物支援をこれからは行っていたらいいのであれば、販売者支援についてそこら辺のお考えをお聞きできればと思ひませう。

○鳥海隆太議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 地域づくりという観点で私のほうからお答えしたいと思ひませうが、私も小さい頃祖母と一緒に移動販売車で買物をしておりますので、移動販売車の大切さというのは非常に分かっているつもりございませう。

まずは、移動販売車の経営状況などについて関係する部署で情報収集を行いながら、支援の必要性とかどういった観点で支援をしていくのがいいのかとか、そういったところを研究させていただきたいと思ひませう。

○鳥海隆太議長 井上由紀雄議員。

○20番（井上由紀雄議員） よろしくお願ひしたいと思ひませう。食事は一日三食、3回取りませう。それが買物に行けないことで食事を抜いたり、偏った食品の摂取になったりすれば、健康問題や活

動能力の低下にもつながってきます。健康長寿日本一を目指す本市として、ぜひ調査を行った上で対応を、また支援を行っていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、各種団体の組織再編成についてお伺ひいたします。

各種団体は先ほど述べられたのですけれども、地区委員会をはじめ、防犯協会、交通安全協会、交通安全母の会、社会福祉協議会、衛生組合、有害鳥獣対策協議会、自主防災連絡協議会、消防協会、体育協会など、おおむね10の団体がござひます。そのほか地区ならではの団体もござひます。戸数が少なく高齢者だけの住まいが多い地域では、1人で複数の委員を兼務している方がいらっしやひます。

縦割り団体の中で唯一横のつながりを有し活動内容を把握している当局において、中山間地域の実情を伝えていただき、同じことになるのですけれども、組織再編成の働きかけをできないか、もう一度お伺ひしたいと思ひます。

○鳥海隆太議長 森谷市民環境部長。

○森谷幸彦市民環境部長 今、議員がお述べのようないろんな課題、問題でありましたり地域の悩み、そういったことを把握するのがまず最優先かと思ひておりますので、先ほど申し上げました、答弁させていただいたような話合いの場等を設けるなど考えていきたいと思ひております。

なお、法人格を有する団体との統合というのはなかなか難しいと思ひておりますが、特に本市が事務局を有する団体等については、今年度はコロナ禍においてなかなか会合も開いておりませんが、会議の中で様々な問題、課題について吸い上げてみたいと思ひております。

なお、当面できることといたしましては、各団体の事業にもし重複したものがあつた場合、そういったものを整理、統合したり、あるいは効果が薄い事業を廃止するなど、事業の効率化、合理化に取り組みまして、地域の負担軽減に努めてまい

りたいと思ひております。

○鳥海隆太議長 井上由紀雄議員。

○20番(井上由紀雄議員) 最後になりますけれども、委員を引き受けてくださる方々は、もう責任感も強くて積極的に行事に参加していただひています。先ほど述べたように、1人で複数の委員を務めていらっしやひますと、せっかく活動に出ていきたくても、その活動が重複して支障を来すという場面が多々見受けられます。

せっかくの地域貢献の思いが台なしにならないようによろしくお願ひしたいと思ひますので、重ねてお願ひ申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 先ほどのストックヤードの答弁につきまして、訂正させていただきたいと思ひます。

自治体所有分につきましては、現状ではござひませんでした。民間では不明ですけれども、今後、先ほどお話ししました県の新規事業の支援策で2か所整備する計画を持っているということでござひました。

答弁を訂正させていただきます。失礼いたしました。

○鳥海隆太議長 以上で20番井上由紀雄議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 2時58分 休 憩

~~~~~

午後 3時09分 開 議

○鳥海隆太議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、あらかじめお諮りいたします。

本日の会議が定刻の午後4時まで終了しない場合、会議時間を日程終了まで延長することにしたひと思ひますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥海隆太議長 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議が定刻の午後4時まで終了しない場合、会議時間を日程終了まで延長することに決まりました。

次に進みます。

一つ、ニジサクラの生産について外1点、3番我妻徳雄議員。

〔3番我妻徳雄議員登壇〕（拍手）

○3番（我妻徳雄議員） 市民平和クラブの我妻徳雄です。

山形県が2013年から開発してきた御当地サーモン「ニジサクラ」のお披露目が2月に行われました。ニジサクラは、ドナルドソン系ニジマスの卵をサクラマスの性転換雄の精子で受精し、倍化处理により作出された全雌異質三倍体の魚です。

普通の生き物は父と母から1組ずつもらった2組の染色体を持っています。三倍体魚は、温度刺激による染色体操作などの人為的処理を行うことで、3組の染色体を持つ魚です。三倍体魚は通常は不妊となるので、成熟に使われるエネルギーが成長に用いられ、大型化します。

三倍体魚等の利用は、原則として養殖業に限定され、自然水域への放流は行わないこととされています。三倍体魚は、通常の二倍体と何ら変わりなく、正常に成長しますが、異なるのは成熟しないことです。

ニジサクラは、大型ブランドマスが御当地サーモンとして需要が高まるのを受け、内水面水産研究所が開発した魚です。ニジマスに似た外観と飼いやすさが特徴とされています。生まれてくる稚魚は全て雌で、成熟せず成長を続けるため、本来は卵を作るための栄養が肉に行き、脂の乗りのよさとサクラマスの上品な食味を持つ魚とのことです。

さて、10月の産業建設常任委員会協議会に、米沢市内でも2業者がニジサクラの試験養殖を実施するとの報告がありました。

ここで、県魚サクラマスについても簡単に説明しておきます。

サクラマスは、平成4年に山形県の魚に選ばれました。サクラマスとは、川で生まれたヤマメが海に下った降海型の個体です。サクラマスの大きさは50から70センチと大型になるため、多くの釣り人が憧れる魚でもあります。

一方、川に残ったヤマメは最大で30センチほどです。釣り人の間では尺ヤマメなどと言われ、自慢の対象となるサイズです。

サクラマスは川で生まれ海に行き、生まれた川に戻ってきて子孫を残します。秋から冬にかけて川でふ化し、1年以上川で生活し、その年の春に弱い魚が銀色に変化して——いわゆるスモルト化といいますけれども、川に下っていき、海へと旅立つのです。そして、強い個体は川に残り、ヤマメとして生活すると言われています。

海に出たサクラマスは、日本海とオホーツク海を中心とした海で生活し、次の年の春に生まれた川に戻ってきます。川に戻ってきて川の上流へと遡る時期が桜の咲く時期と重なるので、サクラマスと呼ばれるようになったと言われています。

川に戻ってきたサクラマスは、産卵期の秋まで生活します。この間、餌はほとんど食べないと言われています。ですから、釣るのは非常に難しいことになります。

山形県のサクラマスの産卵期は、9月の下旬から10月の中旬です。サクラマスは、サケ類の中で最も高価で高級魚です。庄内地方の春を告げるごちそうとして長年親しまれてきた魚でもあります。しかし、近年は漁獲量が減少し、食べる機会も減っているとのことです。

さて、ニジサクラですが、ニジマス並みに育てやすく成長のよい大型マスでありながら、身の色は鮮やかなサーモンピンクで、適度に脂が乗り、サクラマスの上品な食味を併せ持つようです。まさに両方の魚のいいところ取りをした期待の御当地サーモンです。現在、全国に御当地サーモンは

100種類以上もあると言われて、ブーム化しつつあります。

さて、具体的質問に入ります。

環境意識の高い人々は、自然界に存在しないものを生産して大丈夫なのだろうかと大変疑問を持っています。

ニジマスの日本への移入は明治初期とされています。そして、先ほど述べましたように、山形県のサクラマスの産卵期はおおよそ9月末から10月上旬です。一方のニジマスの産卵期は4月から6月が通常とされています。しかし、飼育環境下での産卵期を人為的に制御し、前年の11月から翌年の3月とすることも可能とのことでした。

通常の染色体と違う魚を養殖することになります。この場合の環境負荷をどのように考えればよいのでしょうか、お尋ねします。

また、十分な対策を講じるとは思いますが、養殖場から逃げない対策の徹底はどのように図っているのでしょうか。具体的にお答えください。

そして、一番の心配は、異常気象などにより予想を超える降雨で池が増水し、養殖の魚が逃げた場合の対策をどのように考えているのでしょうか。

また、魚が逃げた場合は、自然界にどのような影響を与えるのでしょうか、お尋ねいたします。

次に、ニジサクラの生産について、市民への説明の必要性についてお尋ねします。

新聞報道等では、食べておいしいことや養殖しやすいことなど、期待の御当地サーモンであることが報じられています。

しかし、三倍体の魚であることや環境負荷、生態系の問題等は説明が行われていません。きちんとニジサクラの養殖の意義とその魚の性質など、丁寧な説明をしなければならぬと考えます。本市の見解をお聞かせください。

また、県南漁協の頑張りなどもあり、米沢市内にはニジマスが生息していません。先ほども申し上げましたが、ニジマスは明治初期に移入されたものです。ですから、ニジマスが生息していない

というのは、大変貴重なことでもあるのです。

自然豊かな里川での溪流釣りを楽しむため、関東方面からも本市の川に訪れる釣り人も多くいます。そうした環境の中で、ニジサクラを養殖するわけですから、風評被害等の心配はないでしょうか。本市の見解をお聞かせください。

最後に、ニジサクラの販売戦略についてお尋ねします。

全国で御当地サーモンが乱立する中で、特色を出した販売戦略が必要であると考えます。

長野県では、北アメリカ原産のニジマスとヨーロッパ原産のブラウントラウトを交配した三倍体の「信州サーモン」を販売しています。

隣の宮城県では、「伊達いわな」と称し、宮城県固有の原種イワナを使った全雌三倍体のイワナを生産しています。

山梨県の「甲斐サーモンレッド」や富山県の「べっ嬪さくらますうらら」など、名称も多様です。特徴も餌に名産品を用いて御当地色を打ち出すなど、各地域が工夫を凝らしているのが現状です。

実際に、私もニジサクラを見させていただきました。顔はサクラマスですが、胴体はほぼニジマスです。素人目にはニジマスとの見分けは難しいと思います。

御当地サーモンが乱立する中で、本格的販売を2年後と想定していますが、2年間にどのようなことを行い、どのような特色を出した販売戦略を実施するつもりでしょうか、お尋ねいたします。

次に、大項目2点目のゼロカーボンシティ宣言についての質問に入ります。

超大型台風、異常高温、干ばつ、洪水などによる甚大な自然災害が世界各地で発生しています。

我が国でも真夏日の記録更新、台風の上陸記録の更新、相次ぐ集中豪雨による甚大な被害など、異常気象の発生頻度と強度が高まっていると強く感じています。これらの異常気象の原因として地球の温暖化が関わっていると指摘されています。

気候は過去にも変動してきました。そして、これからも変動していくと予想されます。しかし、現在憂慮されているのは、19世紀半ばの産業革命以降、大量の化石燃料が消費され、二酸化炭素が大量に大気中に放出されたことなどに伴う人間活動に起因する急激な気候変動です。

地球温暖化が水資源需要に直接及ぼす影響は、気温が上昇すると生活用水需要が一般には伸びます。水温も上昇するので、水系生態系の変化と水質悪化が心配されます。また、早期の雪解けにより融雪時期が早まったり、極端な場合には雪解け水の雪代がなくなったりする心配もあります。

水田に至っては、気温上昇により適切な植付け時期が変化して、最も水が必要となる代かき期に十分な水の確保ができなくなる可能性も考えられます。気温の上昇によって一般には水面などからの蒸発も増加し、利用可能な水量が減少することも懸念されています。

地球温暖化は、温室効果ガス、中でも二酸化炭素による影響が最も大きいとされており。また、二酸化炭素の吸収源である森林が世界的に減少しているのも大きな要因と考えられます。

気候変動問題は、私たち一人一人、この星に生きる生き物にとって避けることのできない喫緊の課題です。今後、豪雨災害などが頻発化、激甚化すると予想されており、将来世代にわたる影響が懸念されます。

こうした状況は、もはや単なる「気候変動」ではなく、私たち人類や全ての生き物にとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言われています。

2015年に合意されたパリ協定では、産業革命からの平均気温上昇2℃未満とし、1.5℃に抑えるよう努力するとされていました。2018年に公表された国連の気候変動に関する政府間パネル特別報告書では、この目標を達成するためには2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要とされています。

国は、2015年に提出した約束素案において、二酸化炭素排出量を国の中期目標として、2030年度において、国が定める基準年である2013年度の排出量と比べて26%減の水準にするとしています。

また、パリ協定に基づく長期戦略において、最終到達点として脱炭素社会を掲げ、2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すとしております。

本市においても、米沢市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）において、温室効果ガス排出量の削減目標を、2030年度までに、2013年度比で国の削減目標を上回る30.5%削減を目標に掲げて取り組んでいます。

本市は、本年10月8日に、2050年度までに二酸化炭素の排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。この宣言は、二酸化炭素排出量と森林などによる吸収量のプラス・マイナスを実質ゼロにしようとするものです。

ゼロカーボンシティ宣言は、11月20日現在ですが、都道府県を含み全国で175の自治体が宣言を行っています。本市は全国で158番目、県内では東根市に次いで2番目に宣言を行いました。表明した自治体の人口を合計すると8,206万人に達します。

ゼロカーボンシティ宣言を実効性のあるものとして、どのように生かしていくのが問われています。

それでは、具体的な質問に入ります。

2019年9月策定の米沢市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）によりますと、基準年度となる2013年度の本市の二酸化炭素排出量は100万8,000トンとなっています。部門別では、製造業が44万2,000トン、家庭部門が20万5,000トン、業務部門が17万6,000トンとなっており、3部門で約8割を占めています。

また、本市内の森林等吸収源における二酸化炭素吸収量について、2015年度から2017年度における米沢市の森林整備事業実績及び伐採及び伐採

後の造林届出の集計結果を基に推計した二酸化炭素吸収量が示されています。

二酸化炭素の吸収量については、森林はもちろん、田畑や家庭菜園、原野など広い市域の様々な二酸化炭素吸収源を正確に把握、計算する必要があります。基準年となる2013年度の正確な排出量並びに吸収量の把握はきちんとできているでしょうか、お尋ねいたします。

次に、ゼロカーボンに向けての具体的な工程についてお尋ねします。

宣言はしました。しからば、2050年に向けて具体的にどのように進めていくのでしょうか。

現在示されているのは、今年度改定予定の環境基本計画に2050年の実質ゼロを目指すことを盛り込むことと、2024年度改定予定の米沢市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定の際に、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを見据えた具体的施策を盛り込むとする2点です。

具体的施策について、計画どおりならば4年後ということになってしまいます。

山形県内2番目に行ったゼロカーボンシティ宣言です。地道な息の長い継続的な活動が必要です。今こそ、やれないではなく、いかにすればできるかを、市民と一丸となり、実効性のあるゼロカーボンシティ宣言を望むものです。

そこで、具体的な工程表の公表、そして、その時々の数値目標を設定し、常に検証できるようなシステムをつくる必要があると考えます。

また、排出量、吸収量とも、企業や民生部門など細かな個別目標を設定し、進める必要があるのではないのでしょうか。本市の見解をお聞かせください。

最後に、ゼロカーボンに向けて、市民の意識醸成の取組についてお尋ねします。

自治体、事業者、市民が主体となって参加し連携して取り組むことが必要であると考えます。特に、地方公共団体には、自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者、住民の模範となるこ

とが望ましいとされています。

米沢市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）には、市民の役割、事業者の役割、NPO等の役割、市の役割がそれぞれ記してあります。

また、本市ホームページには、本市が将来の望ましい環境像として掲げる「豊かな自然に抱かれ、人と環境にやさしく快適で美しいまち」の実現のため、またかけがえのない私たちのふるさとを未来の世代につないでいくため、挑戦と創造の精神で、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指し、実現に向けて取組を進めることを宣言しましたと記されています。

ゼロカーボンシティ宣言は行いました。自治体、事業者、市民が一丸となって取り組むための市民意識の醸成が必要と考えます。本市の考えをお聞かせください。

以上で壇上からの質問を終わります。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

〔菅野紀生産業部長登壇〕

○菅野紀生産業部長 私からは、1番のニジサクラの生産についてお答えいたします。

初めに、1点目のニジサクラの生産が与える環境負荷についてお答えいたします。

近年、マス類につきましては、回転寿司でのサーモン人気が象徴するように生食を中心とした大型マスのニーズが高まっています。これを受けまして、本市にあります山形県内水面水産研究所で、山形にちなんだ大型マス新品種の作出に取り組む、今年2月に山形県新御当地サーモン「ニジサクラ」としてお披露目されました。

ニジサクラは、ニジマスの雌と山形県の魚であるサクラマスの雄を使って作出された山形県独自の新品種で、卵を倍数化処理して生産された三倍体魚であり、平成29年に「三倍体魚等の水産生物の利用要領」、これは水産庁が平成4年に制定した、人工的に作出された染色体を3組持つ魚に関する利用要領ですが、これへの適合が認められました。

もともと、卵は2組の染色体を持ち、受精することで3組の染色体となり、成長過程で余分な1組の染色体がなくなって、2組の染色体が残ることで通常は二倍体となりますが、ニジサクラは受精卵をぬるま湯に短時間つけることで、余分な染色体がなくならず3組の染色体を持つ魚が作出されるもので、三倍体魚等の作出技術は、短時間お湯につけるだけの安全安心な技術であり、生物の遺伝子そのものを改変するものではなく、既に市場に出ている信州サーモン等も同様の技術で生産されており、安全性については問題ないとお聞きしております。

また、三倍体魚の養殖においては、管理区域外へ逃げ出さないようにすること等が要領に規定されており、それらの対策を施した施設でなければ養殖はできないと考えております。

現在、本市においてニジサクラの養殖に意欲を示された養鯉事業者と元釣堀経営者の2事業者の方が、今年9月末より試験的にニジサクラの養殖に取り組みられておりますが、飼育方法や逃げ出さない対策について、県内水面水産研究所から技術指導をいただきながら取り組んでいるところであります。

この逃げ出さない対策につきましては、例えば排水溝にネットを設置する、大雨等で水があふれても河川に到達しないような対策をするというようなもので、内水面水産研究所の職員に現地を確認し、指導していただいております。

人工的に作出されたニジサクラは、万が一自然界に逃げてしまったとしても、天然魚と比較すると弱いため長生きできないことや、全ての個体が未成熟の雌であり卵を持たないことから、大きな影響を与えることはないものと推測されますが、逃げ出さない対策をしっかりと行い、風評被害等が出ない養殖をしなければならないと思っております。

次に、2点目のニジサクラの生産について市民への説明が必要ではないかについてであります

が、先ほど申しあげましたように、試験的ではありますが、既に養殖に取り組みられている事業者の方がおりますので、ニジサクラとはどのような魚なのかについて、PRも兼ねて、市広報等を活用して丁寧に説明する必要があると考えております。内容につきましては、県内水面水産研究所より資料の提供をいただきながら検討したいと思っております。

なお、ニジサクラは2年間の養殖期間が必要であり、市場に出てくるのは早くても令和4年の秋頃とお聞きしております。

最後に、3点目のニジサクラの販売戦略についてであります。県が作出した御当地サーモンであることから、販売戦略についても県が設置した大型マスブランド化検討会で検討されるとお聞きしております。

まだ具体的なものは示されておませんが、全国に数百種類あると言われる御当地サーモンと差別化を図るため、県では御当地サーモンとしては全国初となる「生産・出荷マニュアル」を作成し、高品質安定生産に努めるとともに、味のよさに定評がある山形県の魚であるサクラマス の長所を受け継ぎ、山形で生まれ、自然豊かな山形の環境で育った魚であるというストーリー性を持たせたPRを行い、山形に訪れて山形で食べていただくという地域内での地産地消を推進する方向性であるとお聞きしております。

本市でも、県の方針を確認しながら、PR方法や流通方法については今後検討してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 森谷市民環境部長。

〔森谷幸彦市民環境部長登壇〕

○森谷幸彦市民環境部長 私からは、2の米沢市ゼロカーボンシティ宣言についての御質問にお答えさせていただきます。

本市は今年10月8日の市長記者会見におきまして、米沢市ゼロカーボンシティ宣言を行ったとこ

ろでございます。

これは地球温暖化による自然災害リスクを低減し、持続可能な未来を実現するため、今から30年後となる2050年までに米沢市の二酸化炭素排出実質ゼロを目指して取組を進めることを宣言したもので、二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林などの吸収源による除去量が等しく、排出と吸収のバランスの取れた状態が実質ゼロとされているところでございます。

御質問にありました実質ゼロの各種基準となる数値につきましては、環境省から定期的に公表される推計結果によりますと、現時点で把握できる最新の推計は、2017年度（平成29年度）推計で、本市区域内における温室効果ガス排出量が二酸化炭素換算で約82万8,000トンとなっております。

一方、森林等の吸収源による除去量につきましては、環境省の推計マニュアルを活用し推計するためのデータが十分ではないため、本市の独自の推計になりますが、本市森林整備計画で把握する森林面積4万1,952ヘクタールにおいて、1ヘクタール当たりで仮に年間3.2トン吸収するとした場合、約13万4,000トンの除去量と見込んでおります。

次に、ゼロカーボンへ向けた具体的な工程についてでございますが、現在、温室効果ガスの削減に向け、昨年9月に策定した米沢市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）により、排出量の削減目標を2013年度（平成25年度）を基準として、2030年度（令和12年度）までに30.5%削減とし、長期的には2050年までに基準年度と比べ80%削減とされているところであります。

この計画は、地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律である地球温暖化対策推進法を根拠に策定しておりますが、現在、国では、来年の通常国会において地球温暖化対策推進法の見直しを図るための作業が進められており、これまでの2050年に80%削減から、温室効果ガス排

出実質ゼロを目指して、内容が強化される見通しであります。

本市では、現在、環境基本計画の中間見直しの作業を進めておりますことから、まずは、ゼロカーボンの考えや脱炭素に取り組んでいくことを環境基本計画に盛り込み、その後、地球温暖化対策推進法の改正の状況を見ながら、本市の地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の見直しに取り組み、その中で工程や数値目標について定めたいと考えております。

最後に、ゼロカーボンに向けて市民の意識醸成の取組はどの御質問にお答えいたします。

米沢市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）では、3つの施策を掲げております。

1つ目は省エネルギーや省資源といった低炭素・循環型社会の構築、2つ目は、太陽光発電や木質バイオマス利活用といった再生可能エネルギーの導入、3つ目は、植樹や森林の整備といった森林等の吸収源対策ですが、これらの施策の方向性は脱炭素やゼロカーボンと同じでありますので、これまで以上に、意識の醸成にとどまらず、行動を変えていくことにつながり、市民一人一人が省エネや日常生活の見直し、自転車や公共交通機関の利用促進、低燃費車や電気自動車の導入、緑化や植樹など可能なものから取り組んでいただけるよう、また、企業の皆様に対しましては、再生可能エネルギーの導入と省エネの2つについて、具体的には太陽光発電といった自社工場の屋根などでの自家発電、そして、LED化や断熱リフォームなどによる省エネを推進いただきますよう、広報やホームページなどで啓発を図ってまいります。

また、市が率先しての取組としては、市役所庁舎をはじめとする本市公共施設での冷暖房温度の適正管理や照明施設の小まめな消灯といった運用改善。照明のLED化や空調設備更新時の省エネ性能の高い製品の採用。新施設への太陽光発電の積極的な導入といった再生可能エネルギ

公共団体の地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定マニュアルにあります算定の手法であります。

係数が1ヘクタール当たり3.2トンという数字がありましたので、本市の森林の面積にそれを掛けて計算した数値ということで御理解いただければと思います。

○鳥海隆太議長 我妻徳雄議員。

○3番（我妻徳雄議員） すみません。3.2トンでしたか。ちょっと聞き間違いました。

だとすると、私の手元に、森林整備によるCO₂吸収量というので、たしか地球温暖化対策実行計画の中に載っている数値で、2017年度はCO₂の吸収量を252.1トンと年間試算をしているのですが、ここの説明はどうなりますか。

○鳥海隆太議長 森谷市民環境部長。

○森谷幸彦市民環境部長 こちらの数字につきましては、計画の中に説明がありますとおり、2017年度、平成29年度における米沢市の森林整備事業実績の集計結果を基に推計したCO₂吸収量ということで計画書のほうには上げさせていただきましたが、森林整備だけではなく、米沢市全体の森林のいわゆる面積に同じ係数を掛けて出した数値が、今回お示しした数値ということで御理解いただければと思います。

○鳥海隆太議長 我妻徳雄議員。

○3番（我妻徳雄議員） 分かりました。そうすると、環境省より具体的な吸収量の計算等が今後示されれば、独自の係数ではなくてもっと正確なものが出てくると考えてよろしいですか。

○鳥海隆太議長 森谷市民環境部長。

○森谷幸彦市民環境部長 吸収量の数値を正確に把握することは、実質ゼロというのはプラマイゼロですから、吸収量に排出量を近づけることがゼロカーボンに近づけるということかと思っておりますので、国のほうから算定する手法が示された場合には、速やかに把握に努めまして公表に努めていきたいと考えております。

○鳥海隆太議長 我妻徳雄議員。

○3番（我妻徳雄議員） 分かりました。ぜひそのように、できれば早いほうが助かります。

もう一点、今年度見直し予定の環境基本計画に、2050年度の二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すというように盛り込むとされていますが、その文言だけでなく、具体的にどういうふうに盛り込むんだべなす。

○鳥海隆太議長 森谷市民環境部長。

○森谷幸彦市民環境部長 今現在、進めております環境基本計画の見直しでございますが、具体的ないわゆる手法あるいは施策、事業等についてということよりは、実行計画の上位計画でありますので、考え方、それからその方向性について表記していきたいと考えておったところです。

○鳥海隆太議長 我妻徳雄議員。

○3番（我妻徳雄議員） だとすると、先ほど壇上でも申し上げましたけれども、米沢市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）は、2024年改定予定ですよ、今度改定するときは。そのときに具体的な施策をお示しすると現在しているわけですが、具体的な施策をお示しするためには、できるだけ早いほうが私はいいと思うのですよ。その2024年まで待っているのではなくて。

例えば、区域施策編を前倒ししてつくってでも、私はその具体的な施策を示すべきだと思うのですが、その点はいかがなものですか。

○鳥海隆太議長 森谷市民環境部長。

○森谷幸彦市民環境部長 実行計画（区域施策編）におきましては、計画期間にかかわらず、必要に応じて計画の見直しを行うとしております。国においても、低炭素社会から脱炭素社会にかじを切っておりますので、大きな変化であると思っております。

先ほど申し上げましたが、まずは環境基本計画、上位計画でありますのでこの改定に努めまして、改定完了後にできるだけ早く実行計画（区域施策編）の見直しに着手したいと思っております。

○鳥海隆太議長 我妻徳雄議員。

○3番（我妻徳雄議員） その大きな目標、理念はつくって、その後に具体的施策を盛り込んでいく。やはり具体的にどうするかということは非常に大事なことだと思いますので、急ぎその点についてもいろいろ検討を重ねていただければと思います。

もう一点、先ほど壇上からも申しましたように、行政が、役所がいろんな意味でゼロカーボンに向けてスタンス、姿勢を示すということは非常に大事だと思うのです。

そして、先ほど部長からもいろいろ答弁ありましたけれども、具体的に、例えば庁舎がどのぐらい二酸化炭素を排出しているとか公民館が幾らだとか——公民館ではない、コミセンか。あと、教育委員会の文化センターが幾らだとか、そういう個別的な公共施設の二酸化炭素排出量というのは把握されていますか。

○鳥海隆太議長 森谷市民環境部長。

○森谷幸彦市民環境部長 本市の各公共施設の温室効果ガス排出量につきましては、米沢市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づきまして毎年把握し、市ホームページでそれを公表いたしております。

ちなみに、令和元年度の温室効果ガス総排出量は、二酸化炭素換算で1万6,455.3トンでありました。これは基準年度2013年度のおよそ12.1%の削減ということになっておりますので、今後とも施設ごとの排出量について把握しましてホームページ等で公表していきたいと思っております。

○鳥海隆太議長 我妻徳雄議員。

○3番（我妻徳雄議員） 人口が残念ながら減少してきている。職員の皆さんも減ってきている。そういった中でやはり自然減の分は結構あると思うのです。二酸化炭素の自然減、人口減少に伴うもの、あるいは役所の中に人が少なくなってきた分の自然減の分は。

意識して減少されている分というのは結構ある

ものですか。

○鳥海隆太議長 森谷市民環境部長。

○森谷幸彦市民環境部長 今申しあげました地球温暖化対策実行計画（事務事業編）、（区域施策編）は、まだまだ市民には浸透していないという実態があると思いますが、このような社会でございますので、いろいろなメディアから様々な対策等について、御家庭、市民一人一人に周知はされているものと考えております。

役所だけでなく、各御家庭、事業所におきましても、様々な対策の中でこのような形で脱炭素社会に向けて頑張らせていただいていると考えております。

○鳥海隆太議長 我妻徳雄議員。

○3番（我妻徳雄議員） ゼロカーボンシティ宣言をしました。それは宣言しましたから、やらなければ駄目なんです。いろいろやっていただきたいというふうに思いますし、そのためにはやはり役所だけあるいは事業所だけ家庭だけでは成り立たないわけですから、いろんな形で機会があれば宣伝をしていただく、そういうことも十分大事だと思います。

あと、先進自治体一覧表で、ゼロカーボンシティ宣言をしたやつが環境省のホームページで一覧表で出てくるのです。そこで何を取り組むかというのも実際一覧表で出てくるのです。

それをずっと見ていくと、例えば神奈川県の小田原市では、EV車を活用した脱炭素型の地域交通モデルの構築を実施しますとか、福島県の郡山市では、地域新電力の再生可能エネルギーの有効活用を行っていきますとか、栃木県的那須塩原市では、気候変動対策局を新たに設置しましたとか、具体的に出てくるところも結構あるのです。

米沢市も、市民意識の醸成もありますし、本気度——本気度と言ったら失礼だな。やる気を示す、とことんやるんだよということを示すためにも、何か目玉になるようなことを具体的につくっていく、やる方向性を出していく、そういうことが

大事なような気がしますけれども、それをこれからつくっていく、出していく、そういう気はいかなものでしょうか。

○鳥海隆太議長 森谷市民環境部長。

○森谷幸彦市民環境部長 私、担当課の職員と共に、今、議員のお話のありました環境省のホームページで、自治体の取組についてはいろいろ勉強させてもらっているところでございます。

今の事例として上がりました自治体については、やはり人口あるいは財政規模ともに本市とは大きな違いがあるとは思っておりますけれども、全国の先進自治体の事例を研究させていただきながら、何か取組ができるか、そういったところについても勉強、研究させていただきたいと思っております。

○鳥海隆太議長 我妻徳雄議員。

○3番（我妻徳雄議員） いろいろあるじゃないですか。例えば、吸収源を増やしていく、森林整備を積極的に行いますとか、米沢独特のことはいろいろ考えられると思うのですよ。米沢市の地形を生かした、自然を生かしたこととか、そういったことをやはり知恵を出してアピール度のあるものやっていく、そういうことはどんなもんだべね。自然の吸収量を増やす努力をする、そういったことはどうですか。

○鳥海隆太議長 森谷市民環境部長。

○森谷幸彦市民環境部長 米沢市の面積の多くを占める森林、あるいは市街地の中にも都市公園もありますし街路樹もあります。そういった吸収源の面積あるいは本数等も増やしていく、米沢市独自の自然環境を生かした吸収源による吸収量の増大というのも手法の一つかと思っておりますので、これまた繰り返しになりますが、いろいろ研究させていただきたいと思っております。

○鳥海隆太議長 我妻徳雄議員。

○3番（我妻徳雄議員） 出すほう、そして吸収するほう、それも両方考えながら、市民アピールも含めてやる、そういったことの具体的な事業を急

ぎつくっていただく、そうしていただければと思います。

環境省では、来年度予算要求の中で様々な施策を、このゼロカーボンシティを行うに当たって地域再生エネルギー対策特別会計などを活用して、いろいろやろうとしています。これらはまだ予算要求の段階ですから正式に決定したわけではないのですけれども、いろいろ多分出てくると思うのですよ。

こういったものを有効に活用しながら、そのゼロカーボンシティに向けて米沢市もやっています。アンテナを高くしていただきたいと思っておりますが、いかなものですか。

○鳥海隆太議長 森谷市民環境部長。

○森谷幸彦市民環境部長 これもまた私も担当の職員も、環境省のホームページで確認させてもらっているところです。自治体への補助金でありましたり、民間への委託金等、様々なメニューが、まだ概算要求の段階であります。うたわれているようです。

本市の事業推進にとって活用できるものがあるのかどうか、その辺もう一回詳しく読み返してみまして、勉強させていただきたいと思っております。

○鳥海隆太議長 我妻徳雄議員。

○3番（我妻徳雄議員） 今年度よりも来年度は予算を大幅に増やそうとしているようですから、必ず米沢市にマッチするようなものも出てくるのだと思います。そういうところをぜひアンテナを高くして有効に活用して、ゼロカーボンに向けてやっていただければと思います。

最後になりますけれども、中川市長に、ゼロカーボンシティに向けての意気込みをぜひお聞きしたいと思います。

○鳥海隆太議長 中川市長。

○中川 勝市長 今年の1月4日、新春名刺交換会で御挨拶した中で、私は意識してSDGsに取り組むと、そうしていかなければならない、持続可能な地域づくり、ここが重要な課題になってくる

であろうという御挨拶をさせていただきました。

それに基づいて、今年度いろいろと持続可能なまちづくり、開発目標について、例えばSDGsの未来都市に向けての対応も進めてきているところでもあります。

そういった中で、17項目のうち気候変動に対応するという部分があるわけでございます。そういったことを考えてみた場合に、しっかりとこのゼロカーボンシティという構想が出てきたときに、今日まで、先ほど来、お話ありますように、本市でも地球温暖化対策実行計画ですか、この中では80%と言ってきました。

じゃ、あとの20%、これを意識して削減していくことと同時に、吸収源をどうしていくかということについては、我々はもっと努力をしていかなければならないのではないかと。

今、市民環境部長から申しあげましたとおり、80%までの計画はお示ししていますけれども、その20%を今後どうしていくんだと。そのためには行政として、まず例えばこれから出てくるであろう新庁舎では、やはりガソリン車を極力廃止していく。EV車あるいはハイブリッド車を進めていくということも順次対応していかなければならない。

ただ、今現在、圧倒的に公用車は軽自動車が多いわけで、軽自動車のEV車やハイブリッド車もまだ出ていない状況ですので、今後、国も20%を削減あるいは吸収源をどう高めていくかによっては国の方針も、今議員がお述べになった部分で、これから出てくることだと思っております。

でありますので、そこはしっかりと国の方針に基づいて、米沢に合致する政策でありましたら、何としてもそれを取り入れながらゼロにしていかなければならないと思っております。

あと、吸収源でありますけれども、私、これは常々申し上げていることですが、議員が田沢出身だということだから申し上げるのではないのです。この森林の活用、先ほどの質問にもあ

ったようですけれども、米沢には草木塔という塔がございます。草木そういったものにもしっかりと神が宿るといふ、大事にしてきたというところ、米沢でありますので、そういったものをもっともっと、これからSDGs、持続可能な開発目標の中でもどう組み込むか、どう取り入れるか、自然のものをということ、しっかりとそこを取り組んでいかなければならないと思っております。今、いろんな分野において計画を進めている状況であります。

でありますので、何よりもこれは行政だけできるものではなくて、市民の皆様にも御協力、事業所の皆様にも御協力をいただかなければならない。そして、これからの工程の中で数値目標もどう出していくかということも当然これから考えてまいりますし、そういった中でやはり市民の皆様には何よりもお願いしたいことは、極力ごみ減量にも協力していただきたいと、あるいは買物はマイバッグでというようなことも、小さなことから進めていく必要があるのではないかと考えております。

そして、今、再生可能エネルギーにつきましても、置賜の中で、これは米沢市単独ではありませんけれども、新電力というものを意識してどうしていくかという、NPO団体も今取り組んでいる部分もありますのでそういったものと、3市5町でも再生可能エネルギーの開発に取り組んでいますので、米沢にも風力発電も間もなく出るようになります。木質バイオマスもございます。太陽光も含めまして、こういった再生可能エネルギーをもっともっと増やしていくということも含めて、今申し上げたほかにもたくさんあるわけがありますけれども、そういったものを一つ一つ積み上げてCO₂の排出を極力抑えていく。

と同時に、吸収源である森林というものの対応について、あるいはその一例として、例えば先ほど広葉樹の話がありました。米沢で「やまが炭」という炭を作っている業者もおります。この方と

お話しして、もっともっと大きくやりたいという話もありますので、そういった小さなものを積み上げることによってゼロカーボンといったものを目指すということで、今後、詳細についてはロードマップの中でいろいろ数値目標も含めて取り組んでまいりたい。そして、何よりも市民の皆様の御協力をいただくように、しっかりと取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○鳥海隆太議長 以上で3番我妻徳雄議員の一般質問を終了いたします。

.....

散 会

○鳥海隆太議長 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 4時08分 散 会